



終わらないデジタル遺産

死後における文化・法・テクノロジー

2026年3月3日

編集:

HEATHER FLANAGAN

MIKE KISER

DEAN H. SAXE

貢献者



合わせて本稿は、時間と知見を惜しみなく提供し、その内容とテーマの形成に貢献してくださった以下の方々の支援なしには実現し得なかった。

- George Fletcher (Practical Identity LLC)
- Sasikumar Ganesan (MOSIP)
- Eve Maler (Venn Factory)
- Ramesh Narayanan (MOSIP)
- John Scullen (Australian Access Federation) ORCID
<https://orcid.org/0000-0002-0390-4377>
- Jennifer Zegel (Kleinbard LLC)
- ODF's Death and the Digital Estate Community Group members

引用:

Flanagan, Heather, Mike Kiser, and Dean H. Saxe, eds. "The Unfinished Digital Estate: Culture, Law, and Technology After Death." OpenID Foundation, March 3, 2026. <https://openid.net/wp-content/uploads/2026/03/The-Unfinished-Digital-Estate-Final.pdf>

日付	改訂改定内容
2025年8月21日	パブリックドラフトを公開
2026年3月3日	最終版v1.0を公開

AI ツールの
使用に

関する編集者注

本稿は、著者らによる調査と執筆の成果である。中核となる論点、分析、および文章は人間の手によって作成されたものであり、ChatGPT は文章の推敲、トーンの調和、参考文献の書式整備を補助するツールとして用いられたにすぎない。実質的な着想および結論は、すべて著者らに帰属する。

目次

エグゼクティブサマリー	5
1. デジタル時代における死	6
2. 死に対する文化的視点とデジタル遺産計画への影響	7
2.1. 死の慣習における文化的差異	8
2.1.1. 西洋文化	8
2.1.2. 東洋文化	9
2.1.3. アフリカ文化	10
2.1.4. 先住民文化	11
2.2. デジタル遺産計画への影響と示唆	12
2.2.1. デジタル資産の捉え方	12
2.2.2. コミュニケーションスタイルと計画のギャップ	13
2.2.3. 家族間の力学と意思決定モデル	13
2.2.4. 計画ツールのカスタマイズ	14
2.2.5. 教育と意識向上	14
2.2.6. 政策展開	14
3. 誰が、何が、リスクにさらされているか	15
3.1. 精神的コスト	15
3.2. 金銭的リスク	15
3.3. 悪用・搾取・詐欺	16
3.4. アイデンティティの自律性の喪失	16
3.5. リスクが高まる特定層	17
3.6. 社会的認知の低さ	17
4. 法規制との接点	17
4.1. 継ぎ接ぎの保護制度	17
4.2. 管轄権の分断と制度的間隙	18
4.3. 国際的な兆候と世界的な不整合	19
4.4. 世界の展望:地域別デジタル遺産計画	19
4.4.1. 英国	19
4.4.2. 日本	19
4.4.3. オーストラリア	19
4.4.4. インド	20
4.4.5. 欧州連合	20
4.4.6. 南アフリカ:法的基盤と新たな実践	20
4.4.7. ナイジェリア:法的曖昧さへの対応	20
4.4.8. タンザニア:法整備を求める声	21
4.4.9. アフリカのその他の地域的取り組み:Pollicy の「Mine is Yours」プロジェクト	21
4.5. デジタル資産の遺産計画に対する業界別対応	21

4.5.1.	金融サービス業.....	21
4.5.2.	テクノロジー業界.....	21
4.5.3.	医療業界.....	22
5.	テクノロジーの現状.....	22
5.1.	断片化したツールと不均一な対応範囲.....	22
5.2.	技術モデルが存在する領域.....	23
5.3.	相互運用性のギャップ.....	25
5.4.	今後の道筋.....	26
6.	委任・後見・アイデンティティの移行.....	27
6.1.	委任の意味論:なりすましと本人に代わって行動することの違い.....	28
6.2.	技術的基盤:トークンと移行.....	29
6.3.	後見と権限共有をめぐる発展途上のモデル.....	29
6.4.	法と家族の権限をめぐる文化的規範.....	30
6.5.	委任の脅威モデルと悪用シナリオ.....	30
6.5.1.	高齢者虐待と経済的搾取.....	31
6.5.2.	パートナー・家庭内虐待.....	31
6.5.3.	行き過ぎた制度.....	31
6.5.4.	意図しない相続.....	31
7.	死後の AI とデジタル上の人間性をめぐる問い.....	31
7.1.	合成メディアによる存在の持続.....	31
7.2.	同意と制御.....	33
7.3.	法的・倫理的な問い.....	33
8.	政策および標準化に関する提言.....	34
8.1.	立法者・規制当局にとっての政策的優先事項.....	35
8.2.	標準化団体への提言.....	35
8.3.	実装への道筋とセクター横断の協働.....	36
9.	結論.....	37
10.	付録.....	40
10.1.	参考文献.....	40

エグゼクティブサマリー

デジタルライフは人の寿命を超えて存続するが、大半の社会は、人が死亡または意思能力を喪失し、多くのオンライン資産を残す事態への備えができていない。銀行口座や暗号資産ウォレットは、その一部に過ぎない。メール、共有写真、創作物、クレデンシャル、プレイリスト、SNS プロフィール、そして接続されたデバイスは、いずれも所有者の死後も存続するデジタル遺産を形づくる。

この問題は文化的であると同時に構造的でもある。世界各地で、伝統は家族が故人を悼み、敬い、意思決定を行う方法を形づくってきた。デジタル遺産はこうした伝統を複雑化させ、財産・プライバシー・人格の境界を曖昧にする。法的に相続制度がデジタル資産を考慮されていることは稀である。大半のプラットフォームは死をエッジケースとして扱う。機能を実装している一握りの事業者においても、遺言執行者や親族は依然として断片化したツールと不透明な方針への対応を強いられている。

デジタル資産の管理をめぐる課題は増え続けている。家族は、アカウントからロックアウトされたり、望まないアルゴリズムによるリマインダーに直面したりすると、感情的苦痛を抱えたり、うまく対処できなかつたりする。暗号資産、収益化されたコンテンツ、クラウドファイルといった価値ある資産は、消失や詐欺被害のリスクにさらされる。なりすまし、ディープフェイク、強要によるアクセスを通じて、悪用のリスクは高まる。安全対策がなければ、本人の意思に反してデジタルアイデンティティが改ざんまたは消去される可能性がある。

現時点で、これらに対する世界の取り組みは不均一かつ一貫性を欠いている。米国の改正統一受託者デジタル資産アクセス法（**Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act : RUFADAA**）モデルは部分的なアクセス権を定めるが、実際にはプラットフォームの利用規約に委ねられる

（**Fiduciary Access to Digital Assets Act, Revised**）。日本は国民にアカウントのクレデンシャルを記録しておくよう促しているが、普及率は低いままである。欧州は調和されたルールの検討を進めており、一方で Pollicy の「**Mine is Yours**」プロジェクトのようなアフリカの取り組みは意識向上を目指している¹。業界の対応にもむらがあり、一部の技術企業はレガシーツールを提供しているものの、その手法や対応範囲はまちまちで不十分である。

この分野における初期のモデルの一部には期待が持てる。Sovrin の **Guardianship credentials** や、Kantara Initiative の **User-Managed Access (UMA)** ²フレームワークは、検証可能で失効させることができ、監査可能な委任がどのように機能し得るかを示している。法学者は、未成年者のデー

¹ 訳者注：「**Mine is Yours**」は、アフリカの(市民技術団体 Pollicy が立ち上げたプロジェクトの名称で、アフリカにおけるデジタル遺産の管理と相続をテーマにした取り組み

² Kantara Initiative, “User-Managed Access”

タ、共有アカウント、そして司法管轄をまたぐ対立の複雑さを指摘している。Modular Open Source Identity Platform（MOSIP）による死亡登録統合の取り組みは、進展と限界の両方を示しており、包括的な「デジタル遺産のライフサイクル」が欠如している現状を浮き彫りにしている。

AI はさらなる複雑さをもたらす。死後のアバターや合成メディアは、デジタル上の人間性が存続すべきか否か、そしてどのような条件の下でそれが許容されるのかという問いに、社会が向き合うことを迫る。近年の事例は、無許可の再現、ディープフェイク、パブリシティ権をめぐる争いのリスクを浮き彫りにしている。

政策立案者は、デジタル資産を正式に認め、相続法の適用範囲を拡張し、死後のアイデンティティに関する権利を保護・明確化しなければならない。標準化団体は、相互運用可能な委任プロトコル、意思無能力または死亡を検証可能な形で判定するトリガー、そして遺産関連サービスのためのトラストフレームワークを設計しなければならない。

プラットフォームは、クレデンシャルの共有やなりすましから脱却し、明確な同意・失効・監査可能性を伴う、本人に代わって行動する形の委任へと移行しなければならない。市民社会は、意識向上を図り、計画のためのツールを提供し、文化的多様性を尊重する包摂的なアプローチを提唱しなければならない。

1. デジタル時代における死

デジタル時代に生まれる人が増え続ける一方で、我々は、多くの人が死亡または意思能力を喪失し、多くのデジタル資産を残していく時代にも突入しつつある。それらは銀行口座や暗号資産ウォレットだけにとどまらない。メールアカウント、共有写真、オンライン上のアイデンティティ、完成・未完成の創作物や知的財産、クレデンシャル、プレイリスト、SNS プロフィール、そして背後で静かに稼働し続けるスマートデバイスも含まれる。

これは新たな日常になりつつある。それにもかかわらず、我々はグローバル社会として、この避けられない事態への対応に失敗してきた。

大半の法制度は、デジタル権利の移転に関する明確な指針を欠いている。大半のテクノロジープラットフォームは、死を認識してすらいないか、認識していたとしてもなお、エッジケースとして扱っている。そして大半の人々は、自分が亡くなった後にオンライン上の存在をどう扱うべきかについて決定を下していない。なぜなら、その考え方を教わってこなかったからである。

問題の一部は文化的なものである。世界各地で、死は極めて多様な方法で扱われており、私的で実務的な計画から、何世代にもわたって続く共同体の儀式まで幅がある。しかしデジタルライフは、そのすべてを複雑にする。従来の相続法が有形資産の移転を扱ってきたのに対し、デジタル

遺産は財産・プライバシー・人格の境界を曖昧にする。メールは相続できるのか。自分の AI アバターは停止させるべきか、それとも改良を重ねるべきか。

そして問題の一部は構造的なものである。現行の遺産管理ツールは、共有パスワードや共同のクラウドフォルダ、半公開の SNS アカウントのためではなく、書面の記録と法定相続人のために設計されている。一部の利用者は、Facebook のレガシーコンタクトや、Google のアカウント無効化管理ツール（Inactive Account Manager）といったプラットフォーム固有のツールに頼っている。それ以外の利用者は、信頼する友人が正しいログイン情報を知っていることをただ願うのみである。しかし、共通のプロトコルや業界標準は存在せず、故人の意思、あるいは遺族のニーズが尊重される保証もない。

本稿では、デジタルアイデンティティがその持ち主より長く存続する場合に何が起こるか、そして我々に何ができるかを探る。

その際、法的枠組み（RUFADA³や死後のパブリシティ権など）、技術モデル（Kantara Initiative の User-Managed Access（UMA）⁴や後見クレデンシャルなど）、そして我々がどのように故人を悼み、記憶し、遺されたものを管理するかを形づくる文化的影響を見ていく。

プライバシーを保護し、悪用を防ぎ、大切なものを守りたいのであれば、デジタル遺産計画をニッチな関心事としてではなく、社会全体で共有すべき責任として扱う必要がある。

2. 死に対する文化的視点とデジタル遺産計画への影響

死は人間が経験するものとして普遍的である一方、故人および遺族との関わり方において、世界各地の文化は大きく異なる。それぞれの文化体系が持つ価値観や信念は、共同体がこの出来事を記録し受け止めることを可能にする儀式・儀礼・視点に反映されている。

人間のライフサイクル全体を認識し、それに対応するデジタル環境を構築するにあたっては、文化的基盤全体を理解することが重要である。すなわち、各文化が何を重視し、どのような原則を体現し、そしてそれらが共同体の一員の死をいかに受け止めるための具体的な法的・社会的プロセスへと転換されるのかということである。Mandebaum は「葬儀の社会的機能（Social Uses of Funeral Rites）」の中で次のように記している。

“「.....為すべきことがある。遺体は処理されなければならない、遺族——個人として衝撃を受け、社会的に方向を失った人々——は、

³ “Fiduciary Access to Digital Assets Act, Revised,” Uniform Law Commission, 2015, accessed December 17, 2025, <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=f7237fc4-74c2-4728-81c6-b39a91ecdf22>

⁴ Kantara Initiative, “User-Managed Access: Taking Control of Your Data Sharing | Kantara Initiative,” May 9, 2025, <https://kantarainitiative.org/work-groups/uma/>.

自身を立て直す助けを得なければならない。そして集団全体が、その成員の一人を失った後に適応し直す方法を持たなければならない (Feifel 1959, 189)。」⁵

この理解がなければ、我々はあらゆる信念や慣行の全体像を支えるのではなく、特定の視点による文化的レンズを強化してしまう危険がある。

以下に示すのは、文化的慣行を網羅したリストではなく、現在の社会システムのスナップショットである。これらは、読者が自身の置かれた社会における慣行を突き動かしている文化的価値観を想像できるようにするとともに、人類が儀式や（デジタル）遺産計画を通じて死という現実に向き合っているかについての視野を広げることを意図している。

2.1. 死の慣習における文化的差異

Robert Jay Lifton は著書 *The Broken Connection* の中で、ある文化が死にどう向き合い、彼が「象徴的不死性 (symbolic immortality)」と呼ぶものをいかに促進して社会に連続性をもたらそうとするかを説明する枠組みを提示した (Lifton, 1996)。⁶ ある文化的視点や慣行を検討する際には、これらの構成要素を考慮することが有用である。

Lifton のフレームワークは、「象徴的不死性」を、生物学的、神学的、創造的、自然を介した、そして体験的超越という 5 つの様式で説明する。連続性はさまざまな形で提供され、社会が「我々が死ぬという事実に向き合う (Palgi and Abramovitch 1984, 392)」ことを可能にする。⁷ (1) 生物学的連続性は、家族との遺伝的つながりだけでなく、自分が属する集団——部族、民族、国家など——との強く継続的なつながりを通じてもたらされる。(2) 神学的連続性は、来世またはそれに相当するものへの信仰体系を通じて提供され、「究極的に死を超越した真理という時間を越えた領域へと生まれ変わる機会が与えられる」空間を可能にする。(3) 創造的連続性は、創造という行為——個人の死後も生き続ける影響や作品——を通じて確立される。(4) 自然は、その相対的な永続性を通じて連続性を提供する。山、川、海はいずれも現在の時間軸を超えて存続する。最後にあり得る様式が (5) 体験的超越である。これは、何らかの認知的信念によってではなく、体験を通じて連続性をもたらす神秘的な状態である。

2.1.1. 西洋文化

西洋文化は、何世紀にもわたり死への向き合い方を変化させてきており、最も新しい文化的傾向は、可能な限り死や死についての議論を避けようとする傾向を強めている。実質的に、死はこれ

⁵ Herman Feifel, *The Meaning of Death* (McGraw-Hill Companies, 1959).

⁶ Robert Jay Lifton, *The Broken Connection: On Death and the Continuity of Life* (American Psychiatric Pub, 1996).

⁷ Phyllis Palgi and Henry Abramovitch, "Death: A Cross-Cultural Perspective," *Annual Review of Anthropology* 13, no. 1 (October 1, 1984): 385–417, <https://doi.org/10.1146/annurev.an.13.100184.002125>.

らの文化の多くにおいてタブーとされる話題となっており、特に世俗化が進むにつれてその傾向は強まっている。

これは部分的に、社会が死をどう扱うかという点に表れている。臨終を迎える人を、潜在的な「生物学的」ないし家族的な連続性からさえも切り離し、孤立させる傾向がある。彼らは病院へと移され、そこでは医療システムが引き継ぎ、匿名性が与えられると同時に、家族や共同体という文化的文脈から切り離される。孤立する傾向にあるのは臨終を迎える本人だけではない。遺族もまた、大切な人との接触から切り離される。フランスの歴史家フィリップ・アリエスは、これをあたかも社会が死を「重大な敗北の表明」とみなしているかのようだと捉え、次のように記している。「我々は、防ぐことのできなかったスキャンダルが存在を無視する。まるでそれが存在しないかのように振る舞う…… (Palgi and Abramovitch 1984, 408)」。⁸（もっとも、ホスピスケアの台頭がこの傾向に対する反動を示していることは特筆に値する。文化の一部には、死に直面してもなお人間の尊厳を取り戻そうとする動きがある。）

この効率優先の姿勢は、医療プロセスだけにとどまらない。西洋文化では、死亡登録の手続きや、それに続く（多くの場合）迅速な葬儀の儀式が、比較的短期間で進む傾向がある。これにより遺族が十分に悲しみを消化できないことがあり、また、こうした限られた期間の外では死について語らないようにしたいという思いを強める可能性もある。

このタブー視されている状況は、これらの文化が遺産計画やデジタル遺産の管理にどう向き合うかに、当然ながら影響を及ぼす。「人が死んだらどうなるか」についての会話はしばしば避けられ、その結果、対応方法が話し合われず、計画もされないままとなる。これは特にデジタルライフについて顕著であり、西洋文化においてさえ、それはより最近になって生まれたものだからである。

2.1.2. 東洋文化

東洋文化は死を異なる形で捉える傾向にある。死は避けるべき話題としてではなく、通過儀礼として、すなわち循環の中で訪れる自然な次の段階として捉えられる。東洋を代表する二つの宗教（ヒンドゥー教と仏教）は、その世界観に輪廻転生という概念を組み込んでおり、死を、それが何であれ次の段階への入り口とみなす。

儀式は、誕生前から幼少期、教育上の節目、結婚、そして死に至るまで、人生のさまざまな段階を刻むことが多い。例えば日本では、還暦（60 歳）、古希（70 歳）、喜寿（77 歳）など百十一歳に至るまで、少なくとも 10 の祝い年の節目がある (Yohko 2011, 30)。⁹これらは、死へと至る文化的に守られた通過儀礼としての節目を提供する。

⁸ Ibid.

⁹ Yohko Tsuji, "Rites of Passage to Death and Afterlife in Japan," *Journal of the American Society on Aging*

そしてこれが、緊密な家族的・集団的な絆と組み合わせることで、死という概念に大きな影響を及ぼす。Rao は、臨終にある人へのヒンドゥー教特有のカウンセリングのあり方について、次のように記している。

「個人にとってのダルマ (dharma) とは、正しく行動し、自身の社会や家族という文脈の中で自らの役割を果たすことである。したがって、近代西洋における『自律した個人』というものは、ヒンドゥー教の文脈には見出されない種類の人間である。家族は重要であり、終末期ケアに関する意思決定は、その特定の個人の事情に応じて、家族との相談のもとで、あるいは家族によって、下される (Rao, n.d., 71-72) 。」¹⁰

東洋の他の文化もまた、故人を日常生活に取り込む慣行を取り入れている。中国では、祖先崇拜が「中国社会における中心的制度の一つ」であり時間的・地理的な境界を問わず存在してきた (Clarke 2000, 273)。¹¹ 日本も同様に、亡くなった家族を敬い、定期的な墓参りや、没後 50 年に至るまでの十の年忌法要を行っている。

こうした家族の絆や儀式は、高齢者を支え、慰める助けとなる。なぜなら、これらの儀式に参加することで、死によって忘れ去られることはなく、むしろ長年にわたり家族に記憶され続けるのだと実感できるからである。実際、死と来世が文化的に重要な位置を占めているため、多くの高齢者施設には、入居者が亡くなった親族を偲ぶことができるよう、仏壇を備えた共用の部屋が設けられている (Yohko 2011, 31)。¹²

死を次の状態への通過とみなすこうした見方、家族や共同体との緊密な絆、そして故人を日常生活に組み込む慣行は、他の文化的文脈と比べて、遺産計画やデジタルライフの管理についての対話がより容易に行われ得る、強固な基盤を提供し得る。

2.1.3. アフリカ文化

アフリカの諸文化は、死への対応の幅広いスペクトラムを横断する、多様なアプローチを有している。

マダガスカル「ファマディハナ (famadihana)」という慣習——先祖の遺骸を墓から取り出し、新しい絹の布で包み直す儀式——は、その文化における生者と死者の深い関係を浮き彫りにしている。この慣習に関する Graeber の研究にある一つの逸話では、先祖が寒がっているためにファマ

35, no. 3 (2011): 28–33, <https://www.jstor.org/stable/26555791>

¹⁰ Ramesh N. Rao, “TALKING TO THE DYING: Hindu Views, Hindu Ways,” *International Journal of Sociology of the Family* 36, no. 1 (2010): 65–76, <https://www.jstor.org/stable/23070779>.

¹¹ Ian Clarke, “Ancestor Worship and Identity: Ritual, Interpretation, and Social Normalization in the Malaysian Chinese Community,” *Journal of Social Issues in Southeast Asia* 15, no. 2 (October 2000): 273–95, <https://www.jstor.org/stable/41057042>.

¹² Yohko Tsuji, “Rites of Passage to Death and Afterlife in Japan.”

ディハナを求めて、生者の夢に現れることがあると描かれている (Graeber 1995, 258)。¹³先祖の望みを尊重することは共同体に祝福をもたらすとされ、それを怠れば報いを受けるとされた。この慣習はおそらく、かつてその共同体が奴隷とされ、埋葬のための土地を所有できなかったことへの対応として発展したものである点は特筆すべきである。

同地域内の他の文化は、死者との同様の関係を持たない。顕著な例が、!クン族や中央アフリカのピグミーのような「即時回収型社会 (immediate-return societies)」である。これらの社会は「現在志向で、蓄積を行わず、高度に協調的かつ実利的」である (Palgi and Abramovitch 1984, 391)。¹⁴これは、彼らの死者への扱いが素朴なものであり、来世という考え方が共同体にとって念頭に置かれていた形跡がないことを意味する。代わりに、こうした社会は、当座の一時的な個人的・共同的な悲嘆に焦点を当てる。

この二つの事例の詳細は、それぞれが遺産計画にどう向き合うかについて明確な示唆を持つ。マダガスカルでは、共同体が死者を敬い、(死後であっても)その意思に従うことが不可欠であり、したがって死への備えそのものが定められた儀式となっている。これらの儀式を守ることによって、社会の成員は自分たちも同様に敬われることを確実にする一助を得ている。即時回収型社会においては、当然の理由から、遺産計画は強い文化的結びつきを持たない。

2.1.4. 先住民文化

先住民文化もまた、死および遺産計画についての見方が大きく異なる。その幅はかなり広いが、いくつかの事例を見ることで、これらの共同体が直面する課題を浮き彫りにする一助となる。

南インドのニルギリ山地に住むコタ族には、社会構造を修復・維持しつつ、故人への適切な敬意と扱いを確実にする、二段階の儀式がある。「グリーン葬儀」は遺体の火葬直後に行われ、「ドライ葬儀」は年に一度行われ、前回の「ドライ葬儀」以降に亡くなったすべての人を対象とする。故人は、この二回目の葬儀が完了するまでは来世へ旅立つのに十分なほど清められたとはみなされず、これにより適切な敬意と栄誉が払われたことが確実になる。さらに、あらゆる行列や儀礼の場において厳格な序列構造が維持される。これは、喪失があってもなお社会秩序が維持され、継続していくことを共同体に再確認させる (Palgi and Abramovitch 1984, 394)。¹⁵

しかしながら、北米のホピ族やアパッチ族をはじめ、他の先住民文化は異なる対応を示す。

ホピ族の葬儀は非常に控えめなものであり、その主眼は、ホピ族がこの世で煩わされることのないよう、霊を別の領域へ送り出すことにある。Parsons は、「年長世代のプエブロ・インディアン

¹³ David Graeber, "Dancing with Corpses Reconsidered: An Interpretation of 'famadihana' (In Arivonimamo, Madagascar)," *American Ethnologist* 22, no. 2 (May 1995): 258–78, <https://www.jstor.org/stable/646702>.

¹⁴ Palgi and Abramovitch, "Death: A Cross-Cultural Perspective."

¹⁵ Palgi and Abramovitch, "Death: A Cross-Cultural Perspective."

で、亡くなった親族の写真を欲しがらる者はいない」と記している (Palgi and Abramovitch 1984, 395)。¹⁶

アパッチ族はより複雑な文化的様相を示しており、それは、この文化が故人をどう扱うかに直接的な影響を及ぼしている。アパッチの文化は、その成員に相反する要求を課していた。一方では、被った不正への報復までも含めた家族の結束が求められた。同時に、この文化は自立した自己完結的な行動をも重んじた。これらの相反する要求は、近親者からの要求（そしてそれはしばしば果たされた）によって、しばしば恨みを生む結果につながった。この恨みは、死に対する儀礼的な対応の中に組み込まれた。さらに、「超自然的な」力を得た者（それは珍しいことではなかった）は近親者を失うという代償を払わねばならないという潜在的な文化的理想も重なり、事態はいくぶん複雑になる。こうした文化的要求に対処するため、個人には人前で大声を上げて嘆き悲しむ機会が与えられたが、埋葬が終わると、共同体はその人がその喪失を忘れられるよう全面的に支えた。

つまるところ、故人に対する義務は完遂されたのである (Palgi and Abramovitch 1984, 396)。¹⁷

こうした多様な文化的価値観と、それに伴う死への儀礼的対応は、遺産計画（および、これらの先住民がテクノロジー普及のスペクトラムのどこに位置するかに応じたデジタル遺産計画）における課題と機会の両方を示している。故人への義務を回避したいと考える文化は、当然ながら不測の事態を想定し将来の状態を計画しようとする動機付けが弱くなりやすい。他方、儀式を通じて社会秩序やつながりを維持しようとする文化は、明確に定義された遺産計画をより受け入れやすいと考えられる。

2.2. デジタル遺産計画への影響と示唆

デジタル遺産計画は、しばしば技術的または法的な課題として捉えられる。しかし、それは深く文化的なものでもある。個人が終末期にどう向き合うか——何を残し、共有し、あるいは消去することを選ぶか——は、社会によって大きく異なる。プラットフォームや政策立案者が、デジタル遺産を管理するためのより堅牢なツールを開発しようとするならば、こうした価値観、コミュニケーションスタイル、家族の力学の違いを考慮に入れなければならない。

2.2.1. デジタル資産の捉え方

多くの文化において、デジタル資産は単なる財産ではなく、自己の延長として捉えられる。東アジアの一部、サハラ以南アフリカ、ラテンアメリカのように、祖先崇拝の伝統が根強い社会では、追悼は能動的かつ継続的な営みである。デジタルの写真アルバム、ブログのアーカイブ、SNS

¹⁶ Ibid.

¹⁷ Palgi and Abramovitch, "Death: A Cross-Cultural Perspective." 17 Transnational Management Associates Limited (trading as TMA World and Country Navigator), "Country Navigator | the No.1 Cultural Intelligence Training Platform," May 20, 2024,

アカウントは、削除すべきデータとしてではなく、過去との重要なつながりとみなされることがある。こうしたデジタルの遺物を保存することには、とりわけ故人が共同体で重要な役割を担っていた場合、大きな精神的・感情的・社会的価値が伴い得る。

これは、デジタル資産を使い捨て可能あるいは収益化可能なものとして扱う傾向があり、その関係的・儀礼的価値をしばしば見落としがちな西洋の法的・技術的フレームワークとは対照的である。

2.2.2. コミュニケーションスタイルと計画のギャップ

コミュニケーションにおける文化的差異も、デジタル遺産計画に影響を及ぼし得る。共有された理解や暗黙の規範に依拠する高コンテクスト文化では、デジタル遺産についての明示的な指示が重視されないことがある。このような環境では、家族が正式な委任を経ないまま責任を引き受け、自分たちの行動が共同体の価値観に沿うことを前提とする場合がある¹⁸

対照的に、低コンテクスト文化では明示的な指示が優先される。利用者は、書面による指示を残したり、レガシーコンタクトを指定したり、デジタル資産に関する希望を遺言に明記したりする傾向が強い。明示的な入力のみを前提に設計された計画ツールは、高コンテクストの共同体においては利用しにくく、活用されにくい場合があり、口頭伝承や共同体による意思決定、暗黙の役割分担に依拠する利用者を意図せず排除してしまう可能性がある。

2.2.3. 家族間の力学と意思決定モデル

集団主義的な社会では、デジタル遺産に関する意思決定は、共同で行われるか、拡大親族集団に委ねられることが多い。兄弟、親、婚姻関係により法的な指定ではなく慣習的または家族的な役割に基づいてアカウントを管理することがある（Verywell Mind, 2023）。¹⁹これは、自律性が重視され、委任状や遺言中のデジタル資産条項といった法的手段を通じて権限が付与される個人主義的な社会とは対照的である（Verywell Mind, 2023）。²⁰

単一の法的に指定された意思決定者をデフォルトとする遺産計画システムの設計は、実際には責任がどのように分担されているかを正確に反映していない可能性がある。共有アクセス、共同署

¹⁸ Transnational Management Associates Limited (trading as TMA World and Country Navigator), “Country Navigator | the No.1 Cultural Intelligence Training Platform,” May 20, 2024, <https://www.countrynavigator.com/> and TechTello, “Learn and Be Better Everyday - TechTello,” September 3, 2024, <https://www.techtello.com/>

¹⁹ Kendra Cherry MSEd, “Understanding Collectivist Cultures,” Verywell Mind, October 17, 2025, <https://www.verywellmind.com/what-are-collectivistic-cultures-2794962>

²⁰ Ibid.

名、役割の継承に対応したツールは、多様な文化的文脈における実際の家族の力学とより良く整合し得る。

2.2.4. 計画ツールのカスタマイズ

デジタル遺産計画のソリューションは、多様な文化的期待や法的環境に対応できるだけの柔軟性を備えていなければならない。それには次のようなものが含まれ得る。

- 複数種類の代理人区分（例:儀礼的な管理者、財務上の遺言執行者、受託者）
- 言語のローカライズと文化固有のデフォルト設定
- 儀礼的なコンテンツ削除、オンライン追悼、共有の追悼スペース、または祖先の記録の保存に関する選択肢

こうした機能は、デジタルアイデンティティが個人だけのものではなく、社会的かつ世代を超えたものでもあることを認識している（ACTEC, 2022）。²¹

2.2.5. 教育と意識向上

多くの地域において、デジタル遺産計画はなじみのない概念である。利用しやすい教育がなければ、利用者は、何もしないことのリスクや、自分に利用可能な選択肢に気づかない可能性がある。普及啓発の取り組みでは、識字率、言語アクセス、そして死について語ることに関する文化的規範を考慮しなければならない。

例えば、日本の公衆衛生キャンペーンは、遺産計画にパスワードを含めるよう人々に呼びかけてきた。他の国々では、市民社会団体がコミュニティセンターや宗教施設で「デジタル遺産ワークショップ」の提供を始めている。こうした取り組みを広げることは、計画を当たり前のものとし、喪失の瞬間における混乱を減らす一助となり得る（STEP, 2022）。²²

2.2.6. 政策展開

最後に、法的枠組みは、画一的な規制では不十分であることを認識しなければならない。政策立案者は次を行うべきである。

- デジタル遺産に関する法律を起草する際には、文化に関する助言者や人類学者と協働する
- 伝統的な相続のあり方や家族構成を認識する
- 同意や委任について文化的に固有の表現を可能にする柔軟なテンプレートを用意する

²¹ The American College of Trust and Estate Counsel, “The Importance of Cultural Competence in Estate Planning,” October 4, 2023, <https://www.actec.org/resource-center/video/the-importance-of-cultural-competence-in-estate-planning/>.

²² Society of Trust and Estate Practitioners. “Protect Your Digital Memories Campaign Toolkit.” <https://www.step.org/digital-assets/protect-your-digital-memories-campaign-toolkit>

- 非主流または周縁化された共同体の利用者——そのデジタルライフが規範的なパターンに当てはまらない可能性がある——に対する保護が確実に整備されるようにする

デジタル遺産政策に文化的なニュアンスを組み込むことは、単なる公平性の問題ではない。アイデンティティ・記憶・遺産を管理するために構築されるシステムが、人間の経験のあらゆる幅を反映したものとなることを確実にするために不可欠である（Desert Law Group, 2023）。²³

3. 誰が、何が、リスクにさらされているか

死後もデジタル資産が存続するという認識は高まりつつあるが、現在の大半の仕組みは、その後に何が起こるかに対して備えができていない。家族、遺言執行者、被扶養者は、多くの場合悲嘆に暮れながら、閉ざされたプラットフォーム、不完全な法制度、技術的な間隙への対応を強いられている。本節では、デジタル遺産計画が存在しない、あるいは不十分である場合に何が危険にさらされるのかを示す。

3.1. 精神的コスト

多くの家族にとって、悲嘆はデジタルへのアクセス不能によって増幅される。遺族は、写真やメッセージ、つながりの記録が入ったアカウントからロックアウトされ、大切な人の存在のごくわずかな痕跡すら取り戻せない状態に陥る。また別の場合には、アルゴリズムが本人の同意なく望まないリマインダーを表示する。誕生日通知、タグ付けされた写真、あるいは故人の AI 生成コンテンツなどである。こうした招かれざる接触は再びトラウマを呼び起こしかねず、区切りをつけるどころか、デジタル上の亡霊に付きまといわれる連鎖を生み出してしまう。

さらに悪いことに、一部のシステムでは、死後にアカウントを削除する明確な方法が存在しない。遺族は、制御することも、弔い鎮めることもできないデジタルの亡霊と向き合うことを強いられる。

3.2. 金銭的リスク

デジタル遺産は、金銭的価値を帯びる度合いを増している。Beyer and Nipp が詳述するように²⁴、それらには次のようなものが含まれ得る。

- 暗号資産ウォレット（秘密鍵がなければ多くの場合復旧不能）
- ドメイン名（収益化の可能性やブランド価値を伴う）
- 収益化されたコンテンツアカウント（例: YouTube、Substack、Etsy）
- 未使用のロイヤルティポイントやデジタルギフトカード

²³ Desert Law Group. “Incorporating Cultural Beliefs into Your Estate Planning.” <https://desertlawgroup.com/blog/cultural-beliefs/incorporating-cultural-beliefs-into-your-estate-planning/>

²⁴ Gerry W. Beyer and Kerri Nipp, “Estate Planning for Cyber Property, Electronic Communications, Cryptocurrency, Non-Fungible Tokens, and the Metaverse,” Estate Planning & Community Property Law Journal 16, no. 1 (2023), <https://epj.us/volume-16>

- 有料プランに紐づくクラウドストレージ（価値ある、または法的に重要なファイルを含み得る）

アクセスできなければ、これらの資産は永久に失われるか、悪意ある者の手に渡る可能性がある。受託者は、クレデンシャルが入手できず、プラットフォームに検証済みの引き渡しに関するプロトコルが存在しない場合、法的・実務的な課題に直面する。

デジタル遺産にはまた、次のようなものも含まれ得る。

- オンライン専用の銀行口座・金融口座（検認の過程で発見することが困難な場合が多い）
- メタバース資産（回収にはそのメタバースへのアクセスやノウハウを要する場合がある）
- 価値ある記録や法的に重要な情報を含み得るメールアカウント

3.3. 悪用・搾取・詐欺

デジタル遺産は、悪用と無縁ではない。保護策がない場合、次のようなことが起こり得る。

- ディープフェイクは、操作、偽情報の流布、または金銭的利益のために、故人の声や容姿を再現し得る。
- なりすましは、遺族を標的にする、あるいは故人を撒き餌として利用する形で、ソーシャルエンジニアリングや詐欺に用いられ得る。
- 加害者が共有アカウント・写真・メタデータへのアクセスを悪用の道具とすることで、ストーキングや精神的虐待が生じ得る。
- 購入履歴、チャット、電子的に送信されたあらゆる情報を含む、ウェブサイトが収集した個人データは、GDPRおよびCCPAによる保護を死亡時にすべて失う（Stamp 2024）。²⁵死後の被害に関するCohenの研究は、アイデンティティの自律性は死によって終わるものではなく、それを保護しないことが、記憶に対してだけでなく権力に対しても悪用の余地を生むと論じている。

3.4. アイデンティティの自律性の喪失

人のオンライン上の存在は、単なるログイン情報の集合ではなく、一つの物語である。あらかじめ選択しておかなければ、その人のデジタル遺産は、本人が決して意図しなかった形で削除され、書き換えられ、あるいは悪用される可能性がある。これは特に次のような場合に切実な問題となる。

- 自殺の事案（デジタル上の死後についての本人の意図が複雑である場合がある）
- 疎遠な家族関係（近親者が本人の価値観や意思に反して行動する場合がある）
- 追悼を慎重に扱う必要がある文化的・宗教的文脈

²⁵ Niall Stamp, “GDPR and Personal Data After Death - GDPR EU,” GDPR EU, October 25, 2024, <https://www.gdpreu.org/gdpr-faqs/gdpr-and-personal-data-after-death/>

AI アバターがより現実に近づくにつれ、本人の意思に反して「蘇らされる」リスクは増大し続けている。

3.5. リスクが高まる特定層

一部の集団は、デジタル遺産保護の欠如から不均衡に大きな害を被る。

- 未成年者:Bantaが指摘するように、子どもたちは、それを管理・譲渡するための法的手段がないままデジタル資産を蓄積していく。死亡時、そのデータの扱いは自律性がほとんど考慮されないまま、親またはプラットフォームに全面的に委ねられることが多い。
- 周縁化された共同体:LGBTQ+の人々や政治的反体制派にとって、オンライン上の履歴には機微なアイデンティティの指標が含まれ得る。死後にそれが露見すれば、評判、共同体、あるいは残された家族が危険にさらされかねない。
- 著名人:著名人のアカウントは乗っ取り、無断の追悼化、死後のブランディングの対象となりやすく、遺産をスペクタクルへと変えてしまう

3.6. 社会的認知の低さ

高度につながった社会においてさえ、デジタルな死への備えはいまだ稀である。日本では、前述の通り、政府が混乱を避けるためパスワードを遺言やデジタルノートに残すよう国民に促してきたが、その普及は限定的である。政府が意識向上を試みてもなお、リスクと備えの間のギャップは依然として大きい。

デジタル遺産計画のための利用者主導の明示的な仕組みがなければ、我々は精神的な損害、金銭的損失、アイデンティティの悪用、そして制度的な消失のリスクにさらされる。その切迫性は現実のものであり、増大し続けている。

4. 法規制との接点

我々の生活がオンラインへと移行するにつれ、死、意思能力の喪失、委任を規律する制度は、その変化に追いつくのに苦慮している。法的枠組みはデジタル遺産を想定して設計されておらず、新たな法律が登場した場合でも、一貫性や明確さを欠くことが多い。本節では、現行の枠組み——何が機能し、どこに不足があり、なぜ統一的な政策がいまだ実現しないのか——を概観する。

4.1. 継ぎ接ぎの保護制度

米国では、遺言執行者や後見人といった受託者が本人のデジタル資産にアクセスするための法的手段を提供するため、改正統一受託者デジタル資産アクセス法（RUFADAA）が採択された。²⁶ RUFADAA は、アクセスに関する階層構造を次のように定めている。

²⁶ Fiduciary Access to Digital Assets Act, Revised.”

1. プラットフォームが提供するオンラインツール（Google のアカウント無効化管理ツール（Inactive Account Manager）など）が優先される
2. 次に、遺産計画における指示（遺言、委任状（Power Of Attorney : POA）、信託契約など）が優先される
3. そして最後に、プラットフォームの利用規約（Terms Of Service : ToS）が空白部分を埋める

このモデルは、利用者の意思とプラットフォームによる制御の均衡を図ろうとするものであるが、実務上はしばしば ToS がデフォルトとなる。大半の利用者は、この分野で計画を立てる必要性に気づいていないため、オンラインツール（存在する場合）を設定することも、遺産計画にデジタル面での希望を明記することもない。加えて、プラットフォームプロバイダは、こうした機能への利用者の注意を十分に喚起できていないことが多く、それらはしばしば設定画面の見つけにくい片隅に埋もれている。その結果、プラットフォームが一方的に定めるデフォルトの ToS が、事実上のルールとなる。これらは内容が極めてまちまちで、しばしば曖昧または制限があり、悲嘆、意思能力の喪失、受託者の役割、長期的なデジタル保存といった複雑な事情に対応するようには設計されていない。²⁷

オンラインツールという概念は、従来型資産における受益者指定と非常によく似ている。しかし、そうした指定を（離婚、指定受取人の死亡、指定受取人の連絡先情報の誤りなど）さまざまな状況下で無効とするための確立した法理を欠いている。こうした選択は慎重に、かつ遺産計画全体の一部として行われるべきである。

4.2. 管轄権の分断と制度的間隙

米国法は依然として断片化している。RUFADAA は大半の州で採択されているものの、死後に本人の肖像がどのように使用され得るかを規律するパブリシティ権に関する法律は、完全に州ごとに定められており、しばしば一貫性を欠く。パブリシティ権が死亡と同時に終了する法域もあれば、何十年にもわたって存続する法域もある。死後のデジタル上の存在やアイデンティティ保護に関する、首尾一貫した国レベルの政策は存在しない。

さらに悪いことに、未成年者は完全に考慮の外に置かれることが多い。Banta が指摘するように、子どもたちは、SNS、ゲームのプロフィール、学校関連ファイルといった重要なデジタルコンテンツを、その将来を決定する法的地位を一度も持たないまま蓄積していく可能性がある。親または後見人が本人に代わって行動することもあるが、死後に未成年者本人の希望やプライバシーが尊重されることを確実にする保護策はほとんどない。

²⁷ Queen Mary University in partnership with Microsoft cloud project did a survey on Terms of Service and found most do not address death/incapacity. ("Cloud Contracts - Cloud Legal Project" n.d.)

4.3. 国際的な兆候と世界的な不整合

世界規模で見ると、状況はさらに多様である。日本では、政府の指針が、家族間の混乱や法的対立を避けるため、デジタルのクレデンシャルを遺言や書面に残しておくよう国民に促している。しかしこれは助言であって政策ではなく、その普及はいまだ低い水準にとどまる。さらに、業界がパスワードのような知識ベースのクレデンシャルから離れつつあるため、こうした書面にすべてのクレデンシャルを保存できるとは限らない。強力なデータ保護法制を持つ他の国々は、さらなる障壁に直面している。忘れられる権利は、死という概念とどのように交差するのか。削除または保存を求める権限を持つのは誰か。

デジタル遺産へのアクセス、受託者のアイデンティティ、死後のデータガバナンスに関する国際条約は存在しない。多国籍プラットフォームは、この複雑さに一貫性のない形で対応しており、設計上の一貫性よりも地域ごとのコンプライアンス対応を優先することが多い。

4.4. 世界の展望:地域別デジタル遺産計画

デジタル遺産が世界のあらゆる地域で増殖するにつれ、各国政府や法曹界は、所有者の死後にデジタル資産をどう扱うべきかという課題に取り組んでいる。明確な法定の定義や相続ルールへと移行しつつある国もあれば、オンラインアカウント、暗号化データ、仮想財産を想定していなかった旧来の枠組みに依拠し続けている国もある。以下の概観では、さまざまな地域がデジタル遺産計画にどう取り組んでいるかの事例を示す。

4.4.1. 英国

英国は、遺産計画におけるデジタル資産の正式な承認に向けて前進している。提案されている Property (Digital Assets, etc.) 法案は、デジタル資産を個人財産として分類することを目指しており、これにより遺言への組み込みや相続法の適用が確実になる。²⁸

4.4.2. 日本

日本には現在、デジタル資産の相続を規律する固有の法律が存在しない。しかしながら、社会的認知は高まりつつあり、各種調査では、国民の間で自身のデジタル遺産を主体的に管理したいという意欲が高まっていることが示されている。²⁹

4.4.3. オーストラリア

オーストラリアには、遺産計画におけるデジタル資産を扱う包括的な法律が存在しない。この不在は遺言執行者にとって課題を生んでおり、プライバシー法やサービス規約により、オンラインアカウントへのアクセスに困難を伴う場合がある。

²⁸ UK Parliament, “Property (Digital Assets etc) Act 2025,” December 3, 2025, <https://bills.parliament.uk/bills/3766>

²⁹ Atsushi ISEDA, “Manual for Handling Digital Assets Left by the Deceased,” New Breeze, season-02 2020, [nb32-3_web_1_Special_ManualDigitalAssets.pdf](https://www.iseida.jp/nb32-3_web_1_Special_ManualDigitalAssets.pdf)

4.4.4. インド

インドの法制度は、現時点では遺産計画におけるデジタル資産を認めていない。とはいえ、遺言へのデジタル資産の組み込みや、デジタル遺言執行者といった役割の制度化を求める動きが広がっている。

4.4.5. 欧州連合

European Law Institute（欧州法律協会）は、加盟国間でデジタル資産の承継に関する法律を調和させる取り組みを進めている。同協会のプロジェクトは、「デジタルの遺物（digital remains）」を定義し、その相続やデータ保護に関する明確な指針を確立することを目指している。³⁰

4.4.6. 南アフリカ:法的基盤と新たな実践

南アフリカは、遺産計画へのデジタル資産の組み込みという点で、アフリカ諸国の中では比較的先進的な部類に入る。デジタル資産は法律上いまだ明示的に定義されていないものの、既存の法律が一定の枠組みを提供している。

- 無遺言相続法（Intestate Succession Act）81号（1987年）:デジタル資産を含む、故人の遺産管理を規律する。³¹
- 電子通信取引法（Electronic Communications and Transactions Act、2002年）:電子取引を扱っており、デジタル資産にも適用され得る。
- 個人情報保護法（Protection of Personal Information Act、2013年）:個人情報の取り扱いを規律しており、個人データを含むデジタル資産に関係する。

遺産計画の専門家は、ログインクレデンシャルを含むデジタル資産の目録を作成し、死後にこれらの資産を管理するデジタル遺言執行者を指定することを推奨している。

4.4.7. ナイジェリア:法的曖昧さへの対応

ナイジェリアでは、デジタル資産の相続に関する法制度がいまだ未整備である。従来の検認法はデジタル資産を明示的に扱っておらず、死亡時の管理や移転をめぐる不確実性が生じている。法律の専門家は、デジタル資産が効果的に管理され相続人に引き継がれることを確実にするため、検認法や相続法を改正してデジタル資産を認めるよう提唱している。³²

³⁰ “ELI Succession of Digital Assets, Data and Other Digital Remains,” n.d., <https://www.europeanlawinstitute.eu/projects-instruments/current-projects/current-projects/eli-succession-of-digital-assets-data-and-other-digital-remains/>

³¹ “Intestate Succession Act 81 of 1987 | South African Government,” March 18, 1988, <https://www.gov.za/documents/intestate-succession-act-10-mar-2015-1416>

³² Ayoyinka Olajide-Awosedo, “Navigating the Legal Grey Areas of Digital Assets in Nigeria - Global Law Experts,” Global Law Experts, June 6, 2025, <https://globallawexperts.com/navigating-the-legalgrey-areas-of-digital-assets-in-nigeria/>

4.4.8. タンザニア:法整備を求める声

タンザニアでは、死後のデジタル資産を管理するための法的枠組みの必要性についての認識が高まりつつある。専門家は、デジタル資産の管理について国民を教育すること、そして個人のデジタル遺産を保護するためデジタル相続の実務を既存の法制度に組み込むことの重要性を強調している。³³

4.4.9. アフリカのその他の地域的取り組み:POLLCY の「MINE IS YOURS」プロジェクト

市民テクノロジー団体 Pollicy は、「Mine is Yours」プロジェクト（Magege and Saturday, “Mine Is Yours - Pollicy”）を立ち上げ、アフリカにおけるデジタル資産の管理と相続に焦点を当て、マラウイ、ガーナ、タンザニアで試験的な調査を行っている。³⁴ 同プロジェクトは、次を目指している。

- デジタル資産とその遺産計画における重要性についての意識を高めること。
- 遺言へのデジタル資産の組み込みを促すこと。
- デジタル相続に対応するための法改正を提唱すること。

この取り組みは、同大陸における急速な技術普及を踏まえた、デジタル相続への包括的なアプローチの必要性を浮き彫りにしている。

4.5. デジタル資産の遺産計画に対する業界別対応

個人がオンライン上でより多くの金融的・社会的・個人的資産を蓄積するにつれ、各業界はデジタル遺産計画を支援するための実務を適応させつつある。銀行、投資会社、テクノロジー企業は、個人が死後にデジタル資産を記録し移転する助けとなるよう設計された、ツール、指針、アカウント管理機能を導入している。これらの対応は大きく異なっており、高まる需要と、サービス提供者が相続人や遺言執行者に提供し得るものの実務上の限界の両方を反映している。

4.5.1. 金融サービス業

金融機関は、遺産計画におけるデジタル資産の重要性を認識する度合いを強めている。Fidelity や Merrill Lynch といった企業は、詳細な目録と明確な指示の必要性を強調しつつ、遺産計画にデジタル資産を組み込むための指針を提供している。

4.5.2. テクノロジー業界

テクノロジー企業は、利用者が自身のデジタル遺産を管理する助けとなるツールを開発している。例えば Apple と Facebook は、利用者が亡くなった後にアカウントを管理できるレガシーコン

³³ Site unavailable as of 17 December 2025: <https://dailynews.co.tz/digital-assets-digital-legacies-the-future-of-inheritance/>

³⁴ Rachel Magege and Bonaventure Saturday, “Mine Is Yours - Pollicy,” Pollicy, April 30, 2025, <https://pollicy.org/resource/mine-is-yours/>

タクトを指定できる機能を提供している。³⁵しかし、サービス提供者は死後にアクセス可能なデータを制限することができ、実際にそうしている。例えば Apple は、レガシーコンタクトが Apple の「パスワード」アプリに保存されたクレデンシャルにアクセスすることを認めていない。これにより、レガシーコンタクトが故人のオンラインアカウントを発見し管理する能力は制限される。

このグローバルかつ業界別の概観は、デジタル遺産計画が絶えず変化し続けている性質を浮き彫りにしている。デジタル資産が我々の生活にとってますます不可欠なものとなるにつれ、明確な法的枠組みと主体的な計画の必要性は、これまで以上に重要になっている。

4.5.3. 医療業界

医療業界は、デジタルアイデンティティや記録が生存中にとどまらず存続すること、そしてそれらへの備えは終末期ケアの話し合いの一部であるべきことを、認識する度合いを強めている。専門家の指針は、デジタル資産の目録を作成すること、オンラインアカウントを管理または閉鎖する信頼できる人物（多くの場合、医療または遺産の執行者と重なる）を指定すること、そしてそれらの指示を事前ケアまたは遺産計画の文書に組み込むことを重視している。多くの病院やホスピス団体は、患者やその家族に有形資産について検討するよう促しているが、デジタル資産の継続性を明示的に扱っている団体は少ない。その結果、介護者は必要な情報へのアクセスに苦勞することがある。

なぜなら、適正な法的許可がなければサービス提供者がアクセスを遮断するからである。医療データの機微性に鑑み、メッセージ交換やホスティングのプラットフォームには、規制上のコンプライアンス（HIPAA のような規則）とプラットフォーム固有の方針の両方が求められる場合がある。介護提供者と患者はいずれも、デジタル資産に関する指示を、明確な許可や定期的な見直しと組み合わせることが推奨される。

5. テクノロジーの現状

理論上、我々はデジタル遺産やデータへのアクセスを柔軟に委任・失効・相続できる時代に生きている。しかし実際には、デジタル遺産を管理するための技術的なツールは、一貫性を欠き、不完全で、その多くが特定事業者専用のものである。その結果、我々の手元に残るのは、デジタル資産を管理するための、寄せ集めで不完全なツール群である。

5.1. 断片化したツールと不均一な対応範囲

一部の大手プラットフォームは、利用者層における死という現実を認める措置を講じてきた。

Facebook のレガシーコンタクトと、Google のアカウント無効化管理ツール（Inactive Account

³⁵ Mark Sellman, “Digital Will’ Services Let Loved Ones Access Social Media Accounts,” The Times, August 12, 2024, <https://www.thetimes.com/uk/technology-uk/article/digital-will-services-let-loved-ones-access-social-media-accounts-g5qvqt60>

Manager) は、現在利用可能な中でも比較的成熟したツールである。これらは、利用者が死亡または長期間の非アクティブ状態の後にアカウントを管理または削除する人物を、あらかじめ指定できるようにするものである。しかしこれらの機能は、プラットフォーム固有であり、動作が不透明で、限界がある。レガシーコンタクトは投稿の固定やプロフィール写真の更新はできても、メッセージを読んだりすべてのデータにアクセスしたりすることはできない。一方、小規模なプラットフォームは委任機能をまったく提供しておらず、家族や受託者はサポートチケット、利用規約の条項、あるいは裁判所命令への対応を強いられている。

さらに懸念されるのは、クレデンシャルマネージャーへのクレデンシャルの集中が進んでいることであり、このカテゴリには従来型のパスワード保管庫と、新興のデジタルウォレットの双方が含まれる。大手プラットフォームがパスキーやその他のフィッシング耐性を持つ認証方式を推進するにつれ、利用者は記憶した（そしてしばしば使い回されている）パスワードよりも、クレデンシャルマネージャーへの依存を強めている。この変化はユーザビリティとセキュリティを大幅に向上させる一方で、本人に代わって行動する誰かにとって、クレデンシャルがどのように、そしてそもそも可視・アクセス可能であるかどうかをも変えてしまう。パスワード保管庫に保存された、あるいはデバイスやウォレットに紐づけられたクレデンシャルは、特に特定のハードウェアの所持、生体認証要素、またはプラットフォームが管理する復旧フローにアクセスが依存する場合、遺産管理者や受託者が容易に見つけられないことがある。

一部のクレデンシャルマネージャー、特に 1Password、LastPass、Bitwarden といったパスワード管理サービスは、「緊急アクセス」または「指定アクセス」機能を提供しており、利用者が信頼する人物に自身の保管庫への条件付きアクセスを許可できるようにしている。こうした仕組みは遺産アクセスをめぐる課題を緩和し得るが、それは利用者の生存中に明示的に設定されている場合に限られる。対照的にデジタルウォレットは、同等の遺産計画機能を欠いていることが多く、不透明または厳しく制約されたプラットフォームレベルのアカウント復旧プロセスに依存する場合がある。事前の備えがなければ、遺産管理者はアカウントごとに個別に復旧を試みることを強いられる可能性があり、これは時間を要する取り組みでありながら最終的に失敗に終わることもあり、一部のアカウントがアクセス不能かつ管理不能なまま残されてしまう。

デジタル遺産管理に対する一貫性のないアプローチが広がる環境の中で、業界は、利用者の死亡時および意思能力喪失時にデジタル遺産を効果的に管理するためのツールを提供できずにいる。アクティブなアカウントからデジタル遺産の一部として管理されるアカウントへと状態を移行させるための標準化された技術モデルは存在せず、また、デジタル遺産に必要な委任された権限を表現するための適切な技術モデルも我々は持ち合わせていない。

5.2. 技術モデルが存在する領域

一部の技術コミュニティは、死後または代理のアイデンティティが持つ複雑さへの対応を始めている。自己主権型アイデンティティ (SSI) の文脈の中で開発された、Sovrin の Guardianship

credentials モデル (Sovrin Foundation, “Guardianship”) は、説得力のある出発点を提供する。³⁶これは被後見人と後見人の役割を明確に区別し、法的管轄への紐づけを含み、失効可能性をサポートし、監査可能性を確保する。Sovrin の階層的アプローチ (ガバナンス、定義時、実行時) は、プライバシーや制御を犠牲にすることなく、委任された関係が時間とともにどのように発展し得るかを示している。当初は医療や高齢化のユースケース向けに設計されたものであるが、この設計は死やデジタル遺産のシナリオにも拡張し得る。

同様に、Kantara の UMA プロジェクトは、同意、委任、関係管理の探求に何年も費やしてきた。³⁷その法務サブグループのノートは、特に対等な権限や変化する意思能力といった二元論に収まらないシナリオにおいて、利用者の意図を捉えることの重要性を強調している。UMA のフレームワークは、複数当事者間の委任、範囲を限定したアクセス、期間限定の役割をサポートする。これは、「家族」という概念の曖昧さや、権限が重複するリスク (離婚、疎遠、介護の移行、争いのある遺産などの場合) を直接的に考慮する数少ないモデルの一つである。

並行して、OpenID Foundation の eKYC and Identity Assurance Working Group は、デジタルシステム全体にわたる委任された権限の検証・割り当て・管理・失効を標準化することを目指す、Delegated Authority Specification for Digital Trust を策定している。³⁸人対人の委任に主眼を置いていたこれまでのモデルとは異なり、この取り組みは、個人、組織、自動化システムを含む他者に代わって行動する人間および AI エージェントを明示的に対象としている。その範囲は、オンラインサービス、SaaS プラットフォーム、医療、業務プロセス自動化にまで及び、領域やライフサイクルを横断して機能する、永続的で監査可能な委任の仕組みへのニーズの高まりを反映している。死後のアイデンティティに特化したものではないものの、この仕様は時間の経過とともに適応し得る権限関係を表現するための基盤的な枠組みを提供しており、これは複雑なデジタル環境における代理・後見・遺産関連のユースケースに対応するための不可欠な前提条件である。

最後に、Beyer and Nipp のような法律の専門家は、遺産計画の実務がデジタルの複雑さに対応するためどのように発展しつつあるかを詳述している (Beyer and Nipp, “Estate Planning for Cyber Property, Electronic Communications, Cryptocurrency, Non-Fungible Tokens, and the Metaverse”)。³⁹彼らの研究は、資産の多様な範囲 (ブログや NFT からクラウドアカウント、暗号化ドライブに至るまで) と、それらの資産を死後に発見・認可・保存するための一貫した技術的ツールが存在しないことを示している。”

³⁶ Sovrin Foundation, “Guardianship,” Sovrin, May 28, 2023, <https://sovrin.org/guardianship/>.

³⁷ Kantara Initiative, “User-Managed Access.”

³⁸ OpenID Foundation, “eKYC & IDA Working Group - OpenID Foundation,” OpenID Foundation - Helping People Assert Their Identity Wherever They Choose, January 23, 2025, <https://openid.net/wg/ekyc-ida/>

³⁹ Beyer and Nipp, “Estate Planning for Cyber Property, Electronic Communications, Cryptocurrency, Non-Fungible Tokens, and the Metaverse.”

未完のデジタル遺産のライフサイクル:国家 ID 制度からの教訓

MOSIP は、各国政府が採用・適応できる国家 ID 制度のための、信頼性が高く相互運用可能な基盤を提供するよう設計された、国家アイデンティティプラットフォームと自らを位置づけている。⁴⁰特に、終末期の管理における MOSIP の役割は、戸籍登録システムと統合して死亡宣告を記録し、その情報を、事前に KYC チェックを完了しているリライニング・パーティー（その情報を信頼して利用する側）がアクセスできるようにすることに焦点を当てている。

このアプローチにより、サービス提供者（例えば銀行やソーシャルネットワーク）は、法的に正確な情報源を通じて本人の死亡を確認できる。法律によりあらかじめ承認された特定の団体は、直接通知を受け取ることさえある。しかし MOSIP は明確な一線を引いている。委任、アクセス権の移転、デジタルアカウントの相続は、国家 ID プラットフォームでは扱われない。これらのプロセスは、指名された受任者と個々のサービス提供者の責任にとどまり、現地の規制や事業方針によって規律される。

MOSIP はまた、この領域が持つ実務上の複雑さも認識している。死亡通知は必ずしも恒久的なものではない。状況が変われば取り消され得るものであり、税務当局のような制度は、本人の死後長期間が経過してもなお、その本人確認記録へのアクセスを必要とし続ける場合がある。偽装死亡から未申告の死亡、指名された受任者による不正操作、あるいは裁判所による死亡宣告に至るまでの詐欺リスクは、デジタル遺産の管理が国家アイデンティティ制度のみに依拠できない理由をさらに浮き彫りにする。

そこから浮かび上がるのは、デジタル遺産のライフサイクルという概念の欠如である。MOSIP は正確な死亡宣告を提供できるものの、デジタル資産・権限・アイデンティティがどのように移転あるいは解消されるべきかを定めるところまでは踏み込んでおらず、おそらく踏み込むこともできない。そのライフサイクルには、政府、産業界、市民社会をまたぐ協調が必要である。そうした共有モデルがなければ、詐欺、紛争、そして管理されないデジタル遺産のリスクは存続し続けるだろう。

5.3. 相互運用性のギャップ

こうした取り組みにもかかわらず、アイデンティティの委任を死亡や意思能力喪失といった遺産関連の出来事に結びつける、広く採用された枠組みは現時点で存在しない。我々には、次のような標準化された仕組みが欠けている。

- 委任されたアクセス権（および、意思能力喪失通知、デジタル死亡証明書、遺言執行者の指定など、データ所有者の状態変化イベント）を表現する仕組み
- 死亡または意思能力喪失の状態を要求・検証するための、一貫性があり信頼できる API、および誤りが生じた場合にそれを取り消す仕組み

⁴⁰ MOSIP, “MOSIP,” accessed December 17, 2025, <https://www.mosip.io/>

- 委任がデータ所有者の死亡または意思能力喪失を条件とする場合において、アイデンティティプロバイダーやプラットフォームをまたいで機能する委任プロトコル

これらがなければ、善意に基づく遺産計画であっても、実行段階で破綻してしまう。利用者が遺言でデジタル受託者を指定しても、サービス提供者がそれを認識しない、あるいはそれを検証し実行するためのツールを持たなければ、何も起こらない。さらに悪いことに、それでも不可逆的な削除が生じてしまうこともある。遺言でデジタル受託者が指定されていても、その受託者が故人に代わって職務を果たすことができない、あるいは果たす意思がない場合、デジタル遺産は所在不明・所有者不在・未管理の状態のまま残される可能性がある。さらに、デジタル受託者は、故人のデジタルデータを保持するすべてのサービスを把握していない場合がある。これらのサービスは容易に発見できるとは限らず、故人の資産の一部が管理されないまま、事実上、所有者不在で見捨てられた状態となってしまう。

アカウント所有者が死亡や意思能力喪失といった出来事の影響を受けた場合、サービス提供者はその状態変化の通知を受け取れなければならない、それによって、利用者があらかじめ選んだ人物が、サービス提供者の規則・規定に従ってデジタル資産にアクセスし管理できるようになる。本稿執筆時点では、こうしたやり取りを可能にする、定められたプロトコルや仕組みは存在しない。**OpenID Foundation** は、サービス提供者、政府、法律家、アイデンティティシステムの専門家の協力を得て、場合によっては既存のプロトコルを拡張する形で、こうしたプロトコルを設計するのに適した立場にある。

5.4. 今後の道筋

デジタル遺産計画は、検証可能で、失効させることができ、相互運用可能であり、法的代理の有無にかかわらず一般の人が利用できる委任を技術スタックが支えるようになるまでは、大規模に実現可能なものとはならない。**SNS** サイト、クラウドサービス、オンライン暗号資産ウォレットといったサービス提供者には、利用者のレガシーマネージャーを管理するためのデジタル遺産サービスが必要である。

デジタル遺産サービスは、サービス提供者にとって信頼できる仲介者として機能し、その利用者とレガシーマネージャーとの間の橋渡しを行うと同時に、遺産所有者に対するプライバシー保証を提供し、これらのツールがアカウント乗っ取りに悪用されることを防がなければならない。これは、サービス提供者と共有するデータを、遺産の存在の有無と、利用者の遺産に対するレガシーマネージャーの識別方法のみに限定することによって達成される。

レガシーマネージャーとは、利用者の遺産に対する権利を付与された、指定された個人（または複数の個人）である。レガシーマネージャーは、従来の遺産計画と整合する形で、具体的な指示（例：「私の死後 5 年でブログとすべての **SNS** アカウントを削除してください」）を受け取ることがある。加えて、レガシーマネージャーは、デジタル遺産サービスに登録されているサービス提供者において遺産所有者のデータにアクセスするために用いられるクレデンシャルを受け取る。

ただし、これらのクレデンシャルは、遺産計画で定められた通り、遺産所有者の死亡または意思能力喪失が確認された場合にのみ、デジタル遺産サービスによって発行されなければならない。

レガシーマネージャーのクレデンシャルは、レガシーマネージャーの十分な本人確認と、その委任された権利および

責任の検証を経た後、登録済みサービスの一覧においてクレデンシャルをどのように利用するかについての指示とともに、レガシーマネージャーに発行される。サービス提供者は、レガシーマネージャーからクレデンシャルを受け取ると、それを検証し、そのサービス提供者が保持する所有者のデジタル資産へのアクセスを提供する。レガシーマネージャーがアクセスを許可される具体的なデータは、サービス提供者の利用規約に依存する。場合によっては、レガシーマネージャーが所有者になりすますことを認められることもあれば、他のサービス提供者はレガシーマネージャーがアクセスできるデータを制限し、資産の回収が完了した時点でアカウントの終了を求めることさえある。起こり得るシナリオは数え切れないほど存在するため、サービス提供者は自らの方針を定め、任意で、自身のデータやアカウントがレガシーマネージャーによってどのように扱われるかについて利用者が具体的な選択をできるようにすることが期待される。

サービス提供者側でのデータ認可とは独立してレガシーマネージャーの指定を可能にする分散プロトコルを実現することで、この仕組みは拡張性を保つ。これにより、サービス提供者は、レガシーマネージャーのアイデンティティを管理したり死亡証明書のような政府文書を検証したりする複雑さを負うことなく、自らの利用者コミュニティに最も適した形でデジタル遺産管理ツールを提供する柔軟性を得ることができる。死亡証明書の取得・検証、レガシーマネージャーのオンボーディングと本人確認、そしてデジタル遺産サービスの運用に関するプロセスは、地域や法域をまたいで機能するよう設計された、適切なトラストフレームワークによって規律されなければならない。

こうした文化的視点は、社会が死や遺産をどう捉えるかの多様性を示す一方で、故人や意思無能力者に代わって誰が行動し得るかについての法的デフォルトをも形づくる。次節では、こうした文化的な期待が――特に後見、相続、受託者アクセスを通じて――どのように法へと組み込まれているか、そしてそれがデジタル遺産管理における家族の権限にとって何を意味するのかを検討する。

6. 委任・後見・アイデンティティの移行

デジタル遺産計画は、単なる資産移転の問題ではない。それは、慎重に設計されなければ悪用されかねない形で、アイデンティティ、権限、行為主体性を委任することに関わる問題である。効果的な委任は、誰かに成り代わって行動することと、誰かに代わって行動することとを区別しなければならず、自律性を保持し、同意を担保し、精査に耐える仕組みを備えていなければならない。本節では、安全かつ倫理的な委任のための意味論、標準、脅威モデル、そして緩和戦略を検討する。各サービスは、自らの固有のユースケースに最も適した仕組みを選択すべきである。

6.1. 委任の意味論:なりすましと本人に代わって行動することの違い

デジタルにおける委任の核心には、意味論的な緊張関係がある。すなわち、委任される者は利用者になりすまししているのか、それとも限定された権限をもって本人に代わって行動しているのか、という問いである。なりすましはしばしばクレデンシャルへの全面的なアクセスを伴い、アイデンティティの境界を崩壊させ、説明責任の所在を曖昧にする。対照的に、真の意味での「本人に代わって行動する」委任は、本人（プリンシパル）と代理人（エージェント）とのアイデンティティ上の区別を維持する。それは、役割の明確さ、範囲の限定、失効可能性、そして説明責任を支える。

現実の生活では、代理人や委任状がこの機能を果たしている。オンラインでは、大半のシステムが本人とそのクレデンシャルを区別しておらず、法的・倫理的規範に沿った構造化された委任の余地がない。

実務上、代替となる選択肢が限られているため、多くのサービスではなりすましが採用されることが多い。別の場合には、利用規約が、クレデンシャルの保有を含め、アカウント所有者の死後のなりすましを禁じている。デジタル遺産を計画する際、個人は、書き留めておく、あるいはパスワードマネージャーを解錠するために共有するといった、さまざまな方法でクレデンシャルを共有するよう推奨されることがある。クレデンシャルの共有はなりすましを直接的に支えるものであり、サービス提供者にとっては何ら変更を要さず実装が容易である。しかしこれは、故人のアカウントが SNS への投稿に使われるといった、意図しない結果につながり得る。⁴¹こうした望ましくない結果を最小化するため、サービスは、レガシーマネージャー向けに本人に代わって行動する形の委任モデルをどう導入し、なりすましに基づくプロセスをどう廃止していくかを検討しなければならない。

レガシーマネージャーが、データ所有者に代わって行動できるようにすることは、より困難な課題である。しかし、これは Apple のような組織によって実装されており、Apple はレガシーマネージャーを設定する仕組みを提供し、本人（プリンシパル）のデータの一部（すべてではない）にアクセスするための固有のクレデンシャルをレガシーマネージャーに付与している。このモデルはより柔軟であるものの、業界は、期間限定の委任、再委任、条件付き委任（例えば、成人年齢への到達といった、何らかのトリガーとなる出来事に基づく委任）を含む、多様な委任の意味論を表現できる標準へと収斂していない。

⁴¹ Andrew Solender, “Dead congressman promotes candidate for his seat on social media,” Axios, June 24, 2025, accessed December 17, 2025, <https://www.axios.com/2025/06/24/gerry-connollyjames-walkinshaw-dead-social-media>.

6.2. 技術的基盤:トークンと移行

OAuth 2.0 Token Exchange 仕様 (RFC 8693) は、トークンに基づく委任の出発点となる。⁴² これにより、あるセキュリティトークンを、

スコープまたはサブジェクトの文脈を変更した別のトークンと交換することが可能になり、アイデンティティ・アクセス管理における本人に代わって行動する意味論を実現する。これらのトークンは、次のようなメタデータを符号化できる。

- アクタートークン:あるアイデンティティが別のアイデンティティのために行動していることを示す
- 役割の移行:介護者、遺言執行者、受託者など
- 範囲と期間:何ができるか、そしてどれだけの期間できるかについて、きめ細かな制御を可能にする
- 失効と監査可能性:遡及的な検証と、アクセスの適時の取り消しを可能にする

しかし、実装状況にはむらがある。大半のプラットフォームは委任をエッジケースとして扱うか、メールで送られたスクリーンショットやパスワードの共有といった、非公式でチャネル外のプロセスに依存している。

6.3. 後見と権限共有をめぐる発展途上のモデル

先進的な取り組みは、デジタル後見の制度化を始めつつある。例えば次のようなものがある。

- SovrinのGuardianshipフレームワークは、法的範囲・失効機能・監査の仕組みを組み込んだ階層的な役割（後見人、観察者、被委任者など）を定義する。これは検証可能な委任を重視しており、後見に関する主張が暗号学的証明に結びつけられ、異議申し立ての対象となる。
- KantaraのUMAワーキンググループは、対等なリソース権利管理者（Resource Rights Administrator、RRA）の役割を検討しており、共有アクセスが単なる権限だけでなく意図をも反映しなければならないシナリオを支えている。彼らの取り組みは、次のような委任を提案している。
 - 明示的に同意されたもの○期間が限定され、目的の範囲が定められたもの
 - 利用者に対して透明であるもの

これらのモデルは、委任者と被委任者のアイデンティティを崩壊させることなく信頼を運用可能にすることを目指しており、これは、意思能力喪失時や死後の移行を支えるシステムにとって不可欠な要件である。

⁴² Mike Jones, Anthony Nadalin, Brian Campbell, Ed., John Bradley, and Chuck Mortimore, "OAuth 2.0 Token Exchange", RFC 8693, DOI 10.17487/RFC8693, January 2020, <<https://www.rfc-editor.org/info/rfc8693/>>.

6.4. 法と家族の権限をめぐる文化的規範

デジタル遺産に対する家族の権限は、伝統のみから生じるものではない。多くの法域において、それは法律に明示的に書き込まれている。相続、後見、受託者アクセスに関する法令は、故人または意思無能力者のアカウントを近親者が管理すべきであるとししばしば前提としている。このアプローチは、孝行義務や拡大家族の権利が最優先される多くの集団主義的社会における文化的期待とは合致するが、個人の自律性と明示的な同意を優先する個人主義的な伝統とは衝突し得る。

こうした法的なデフォルトは、機会とリスクの両方を生み出す。一方では、連続性を提供し、デジタル資産が宙に浮いたままになることを防ぐ。他方では、アカウント所有者の意思を無視したり、家族内での強要を可能にしたりする場合がある。例えば、高齢者を保護するために設計された後見法が、経済的搾取のために悪用されることもあれば、

法定相続のルールが、故人が決して共有するつもりがなかった通信内容へのアクセスを家族に与えてしまうこともある。

デジタル遺産管理にとっての課題は、文化的規範が一樣ではないにもかかわらず、法律がしばしば単一の権限モデルを強制してしまうことにある。こうしたデフォルトの上に構築されたシステムは、血縁関係を同意の普遍的な代替物として扱う、文化的に狭い前提を押し付けてしまう危険がある。したがって、効果的な保護策は、家族の権限が文化的に多様であると同時に法的に構築されたものでもあることを認識し、集団の伝統を退けることなく個人の意図を反映できる技術的プロトコルを必要とする。

6.5. 委任の脅威モデルと悪用シナリオ

委任は中立的な行為ではない。誰かに代わって行動する能力はデジタル遺産の管理にとって不可欠であるが、同時に新たな悪用の経路をも生み出す。権限が真空の中に存在することはほとんどなく、それは文化的規範、家族の力学、制度上の階層構造の中に位置づけられている。権力の不均衡、強要、そして制度上の権威はいずれも委任の意図を歪め得るものであり、保護のための措置を害をもたらし道具へと変えてしまう。これらのリスクは理論上のものではなく、現実の生活における高齢者搾取、家庭内虐待、後見制度の悪用ですでに見られたパターンを映し出している。デジタルシステムは、文脈を取り除き、関係性をクレデンシャル、権限、暗号学的証明へと還元することによって、そうしたパターンを増幅させることが多い。

信頼できると同時に人間味のあるデジタル遺産システムを設計するためには、委任が悪用され得る最も一般的なシナリオを想定しておかなければならない。以下の小節では、最も切迫した4つの事例——高齢者への経済的搾取、パートナー・家庭内虐待、制度的な行き過ぎ、そして意図しない相続——を概説する。それぞれが、権限が保護策のないまま前提とされ、強要され、あるいは自動化されたときに、デジタルアイデンティティがいかに脆弱になるかを示している。これらの脅威を緩和するための提言については、第8節で論じる。

6.5.1. 高齢者虐待と経済的搾取

高齢者は、介護者や親族にデジタルアクセスを引き渡すよう圧力を受けることが多い。クレデンシャルが委任の唯一の手段となる場合、その圧力は、口座を使い果たす、給付金を横取りする、自律性を消し去るといった搾取へと転じ得る。孝行を重んじる文化的伝統は、この圧力をさらに強めることがあり、虐待が疑われる場合でさえ、抵抗することが社会的に受け入れられないものとなってしまう。検証可能な委任モデルや監査証跡がなければ、システムは加害者が見えない形で行動することを容易にしてしまう。

6.5.2. パートナー・家庭内虐待

委任は、親密な関係の中でも武器として利用され得る。虐待的なパートナーは、クレデンシャルを要求したり、共有アカウントを操作したり、支配の一形態としてアクセスを強要したりすることがある。こうした事例では、デジタルアイデンティティは孤立や威嚇の道具となる。法的救済はしばしば遅く、あるいは利用しづらいため、技術的な保護策が防衛の第一線となる。

失効機能や監視機能を欠くシステムは、被害者が自らの制御を取り戻す実質的な手段を残さない。

6.5.3. 行き過ぎた制度

家族の枠を超えて、未成年者や脆弱な成人を管理する機関（学校、グループホーム、宗教団体など）が、デジタルアカウントに対する委任された権限を主張することがある。こうした監督がケアや保護を動機としている場合であっても、抑制のきかない統制は、監視、イデオロギーの強制、あるいは本人のデジタル上の存在の静かな消去へと転じ得る。保護策は、制度的な統制が利用者の意図を上書きすることを防がなければならない。

6.5.4. 意図しない相続

最後に、近親者への権限のデフォルト付与は、故人の意思を消し去ってしまう可能性がある。自動的なアクセスは、時期尚早な削除、機微な履歴の隠蔽、あるいはデジタル資産の所有権をめぐる争いにつながりかねない。相続法は文化によって大きく異なり、個人の自律性を優先するものもあれば、家族集団の権利を重視するものもある。デジタルシステムは、そうした違いを均一化し、プライバシーと伝統の両方を損なう画一的なデフォルトを押し付けてしまうリスクを抱えている。

7. 死後の AI とデジタル上の人間性をめぐる問い

7.1. 合成メディアによる存在の持続

AI、特に生成 AI（GenAI）は、人間が死をどう認識し、それとどう向き合うかを変えつつある。それは、死にゆく者と遺される者の双方に新たな選択肢を生み出すと同時に、デジタル上で人間であるとはどういうことかについての新たな問いを投げかけている。

こうした新たな懸念は、カナダの若い男性ジョシュアの物語に端的に表れている。⁴³彼の恋人ジェシカは長期にわたる病を患っていた。彼女は 23 歳で亡くなり、8 年経った後もなお、彼はその悲劇的な死を乗り越えられずにいた。これは 2020 年、GenAI の黎明期に起きた出来事である。彼はチャットボットを作成するサービスに登録し、長年にわたって彼女から受け取っていたテキストメッセージやメールをそれに読み込ませた。

彼がそのボットを起動すると、それはジェシカのように振る舞い、ジェシカのような声を発した。1 年以上にわたり、彼は「新しいジェシカ」と、それが本人であるかのように話し続け、彼女自身の死についてさえ語り合った。この創造という行為は、正しかったのか、それとも間違っていたのか。

どちらの立場からも論じることができる。一方では、それは彼が悲しみ、心の整理をつけ、別れを告げる助けとなった。しかし他方で、彼が「新しいジェシカ」に別れを告げた唯一の理由は、そのボットがどれだけの期間存在し続けられるかについて厳格な時間制限が設けられていたからにすぎない。

このような選択肢は、GenAI の登場以前には存在しなかった。そして、かつては故人を模倣するために作成されるのが単なるチャットボットに過ぎなかったのに対し、今では音声・映像による完全な再現が可能になっている。

幅広い提供内容を掲げるサービスが次々と登場している。StoryFile のようなサービスは、本人の物語や記憶を、一般の人々と親しい友人・家族の双方のために保存することを目指している。他方、HereAfter のようなサービスは、利用者が自らの遺産や物語を大切な人のために残せるよう、自分自身を対象に売り込んでいる。

この技術的能力は個人の領域にとどまらない。本人のごく短い動画・音声クリップを基に複製を生成できるからである。これにより、著名人やセレブリティも対象となり得る。

過去の歴史上の人物は、Hello History のような団体によって再現されており、現在活躍するセレブリティは、本人の許可なく生成される幅広いディープフェイクに直面している。例えば 2024 年、スカーレット・ヨハンソンは OpenAI から、ChatGPT 4.0 ボットの声を担当してほしいという依頼を受けた。彼女はこれを断ったが、同社は「彼女自身の声と区別がつかない」音声をリリースした。⁴⁴法的措置を取ると警告した後、同社はこの提供を撤回した。

⁴³ Jason Fagone, “The Jessica Simulation: Love and loss in the age of A.I.,” The San Francisco Chronicle, July 23, 2021, <https://www.sfchronicle.com/projects/2021/jessica-simulation-artificial-intelligence/>

⁴⁴ “OpenAI’s use of Scarlett Johansson-like voice in ChatGPT exposed gaps in the law,” American Bar Association, November 21, 2024, accessed December 17, 2025, https://www.americanbar.org/advocacy/governmental_legislative_work/publications/washingtonletter/november-24-wl/openai-scarlett-johansson-1124wl/

ヨハンソン氏だけではない。ブラッド・ピット、トム・ハンクス、テイラー・スウィフトをはじめとする数多くの著名なセレブリティや公人が、金銭的・政治的な目的で GenAI によって再現されてきた。

7.2. 同意と制御

死後のデジタル表現に対する法的な統制は、法廷と公共の場の双方で議論が続いている複雑な問題である。存命中は本人が自身の肖像に対する権利を保持すべきであることは明らかであるが、死後、この権限はどのように（あるいはどのように）移転され得る、あるいはされるべきなのか。

近年のいくつかの事例は、AI 技術が提起する重大な問いを浮き彫りにしている。

- アリゾナ州では、あおり運転絡みの事件で殺害された男性がAIによって再現され、彼を殺害した男の量刑審理において意見陳述を行うことが認められた。⁴⁵
- 元CNNホワイトハウス担当特派員のジム・アコスタは、2018年のパークランド高校銃乱射事件で殺害された10代の少年ホアキン・オリバーを再現したAI生成アバターを「インタビュー」した。⁴⁶

これらの再現は、故人の肖像が、本人の明示的な許可なく（あるいは、そのようなことが可能であるという認識すら本人になかったまま）使用され得ることを浮き彫りにしている。これらの事例では、故人が発したとされる言葉は、本人ではなくアバターの制作者によって作り込まれたものであるように思われる。たとえ故人がその再現によって表明された発言に同意するであろうとしても、それは依然として「本物」ではない。見聞きしたものが信じられてきた世界において、それは、あらゆる映像（たとえ AI によって作成されたものでなくとも）の真実性にとって問題を生じさせるかもしれない。

故人の肖像に対する権限は、さらなる課題を提示する。無許可の AI 表現が存在する場合、正当な権限を持つ後見人は、故人の肖像の不正な利用を制限または防止するために、どのような手段を備えているのか。加えて、公人の肖像のフェアユースや著作権の存続期間をめぐる問題に基づいて、設けられるべき境界線は存在するのか。

7.3. 法的・倫理的な問い

これらの問いは、個人データ、忘れられる権利、その他のプライバシー法制（GDPR、CDPA、PDPA など）をめぐる近年の懸念と軌を一にする。これは複数の立法機関によって認識されているが、その成果や進展の程度はさまざまである。

⁴⁵ Juliana Kim, “Family Shows AI Video of Slain Victim as an Impact Statement — Possibly a Legal First,” NPR, May 12, 2025, <https://www.npr.org/2025/05/07/g-s1-64640/ai-impact-statement-murder-victim>

⁴⁶ Drew Harwell, “Jim Acosta sparks fury with ‘interview’ of dead Parkland teen’s AI avatar,” The Washington Post, August 5, 2025, <https://www.washingtonpost.com/technology/2025/08/05/jim-acosta-joaquin-oliver-parkland-ai/>.

欧州連合は最近、EU AI 法を可決し、GenAI の利用に一定の保護策を設け始めている。⁴⁷ 2025 年 2 月には、同意のないディープフェイクを含む、許容できないリスクを伴う慣行の禁止が発効した。時間の経過とともに、透明性や AI 生成コンテンツの明確な区別に関する追加規則が、より高次の懸念への対処に資する可能性がある。（ただし、故人から指定された者への遺産計画や権限移転の問題には、ほとんど対処していない。）

米国上院は、無許可による声や視覚的肖像の再現を禁じることを目指す「NO FAKES」法に取り組んでいる。⁴⁸ 同法案は 2025 年 4 月に再提出され、Google、SAG-AFTRA、大手レコードレーベル、OpenAI からのより広範な支持を得た。⁴⁹

しかし、この提案されている法律は、あくまで提案にとどまる。近年の改訂は、EFF のようなプライバシー擁護団体からの批判を招いており、同団体はこれを検閲の道具であり、匿名での異議申し立てを脅かすものとみなしている。⁵⁰

立法がこの新たな脅威モデルへの対応の足がかりを見出そうとする一方で、そこに伴う害は明白である。故人が著名人であった場合、その肖像は純粋な利益目的で再現され得る。上記の裁判例のように、故人が重要な法的・文化的出来事の当事者である場合、彼らは裁判における感情的な効果を狙って利用され得る。特段著名でも、他の点で重要でもない人物であっても、なお一般的なアイデンティティ窃盗の標的となり得る。とりわけ、終末期の通知システムが、さまざまな法域にまたがって断片化し、不備を抱えたままである状況ではなおさらである。

8. 政策および標準化に関する提言

デジタル遺産計画は、政策、標準、実装が足並みをそろえて進んでこそ成熟する。第 3 節で概説したリスクは、委任が不適切に設計された場合、いかに搾取・強要・消去を招き得るかを示している。こうしたリスクに対抗するため、以下のロードマップは、立法者、標準化コミュニティ、実装者が、大規模に実用的でありながら自律性を保護するシステムをどのように構築できるかを概説する。同様に重要なのは、自律性・同意・適切な承継が何を意味するかは社会によって異なるため、これらの手順が文化的多様性を考慮しなければならないという点である。そのニュアンスがなければ、たとえ十分に設計されたプロトコルであっても、実務では機能しない可能性がある。

⁴⁷ “EU AI Act: First Regulation on Artificial Intelligence | Topics | European Parliament,” Topics | European Parliament, August 6, 2023, <https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20230601STO93804/eu-ai-act-first-regulation-onartificial-intelligence>

⁴⁸ NO FAKES Act of 2025, S. 1367, 119th Congress (2025-2026).

⁴⁹ Samuel Cohen, “Congress Reintroduces the NO FAKES Act With Broader Industry Support,” The National Law Review, April 14, 2025, <https://natlawreview.com/article/congress-reintroduces-no-fakes-act-broader-industry-support>

⁵⁰ Katharine Trendacosta and Corynne McSherry, “The NO FAKES Act Has Changed – and It’s so Much Worse,” Electronic Frontier Foundation, June 26, 2025, <https://www.eff.org/deeplinks/2025/06/no-fakes-act-has-changed-and-its-so-much-worse>

8.1. 立法者・規制当局にとっての政策的優先事項

立法者は、デジタル資産を独立した財産の一区分として認め、死後の悪用から個人を保護する権限を有している。明示的な法的承認がなければ、デジタル遺産は、その場しのぎの利用規約や一貫性を欠く司法判断に対して脆弱なままとなる。デジタル資産を定義し、検認法の適用範囲を拡張し、委任・プライバシー・監査可能性に関する権利を確立することによって、政策立案者は、個人や家族が必要とする法的な足場を提供できる。これらの優先事項はまた、強要された、あるいは悪用的な委任に対する保護策や、デジタルプラットフォームの世界的な広がりを踏まえた、法域をまたいで機能する仕組みの必要性をも反映している。

これはまず、SNS、クラウドアカウント、暗号資産ウォレット、メタデータプロフィールを含むデジタル資産を正式に定義し、検認法や相続法の適用範囲をそれらに及ぶよう拡張することから始まる。政策はまた、個人を、強要、悪用、そして本人の意図を上書きするデフォルトルールから保護すべきである。

主要な優先事項には、次のものが含まれる。

- デジタル資産を法律上認める: デジタル財産を明示的に定義し、相続法・検認法の適用範囲をそれらに及ぶよう拡張する。
- 「デジタル遺産権利章典」を制定し、次を確保する。
 - デジタル上の被委任者を指定する権利
 - 死亡または意思能力喪失の前に委任を取り消す権利
 - 死後のデータ取り扱いにおけるプライバシーと尊厳への権利
 - 死亡または意思能力喪失後に自らのデジタルアイデンティティに誰がアクセスしたかを監査する権利。
- 悪用と強要を防ぐ: 委任されたアクセスについて監査証跡を義務づけ、血縁関係のみに基づく自動的な権限付与を禁じ、同意の透明性を義務づける。こうした保護策は、多くの社会において、家族がアクセスを文化的規範として当然のものと期待するであろうことを認識しなければならず、そのため、正当な期待と強要との間に線引きをすることは難しい
- 法域間のアプローチを調和させる: 国境を越えるプラットフォームが各国の保護を回避できないよう、地域条約や国際的な指針を推進する。これには、西洋の法モデルが普遍的に適用可能であると想定するのではなく、祖先崇拜、追悼、データの相続をめぐる文化的慣行への配慮が必要となる

8.2. 標準化団体への提言

技術標準は、理想的には、政策を実効性あるものにする。相互運用可能な委任プロトコルがなければ、受託者はパスワード共有のような安全性を欠く回避策に頼り続けることになる。標準化コミュニティは、プライバシーと悪用への耐性を設計に組み込みながら、プラットフォームをまた

いで委任が確実に機能するようにするための、語彙、データモデル、プロトコルを定義する必要がある。

標準化団体は、次を行うべきである。

- 相互運用可能な委任プロトコルを定義する：なりすましを、本人（プリンシパル）と代理人とのアイデンティティ上の境界を維持する、真に本人に代わって行動する委任へと置き換える
- 中核となる保護策を組み込む：
 - 委任されたすべての行為の監査可能なログ
 - 法域をまたいでも執行可能な失効の仕組み
 - 現実の介護・受託関係のネットワークを反映する複数当事者間の委任モデル
 - 検証された死亡または意思能力喪失が確認された後にのみ発動する、遅延的または条件付きのトリガー
- 本人確認、死亡証明書の検証、デジタル受託者クレデンシャルの発行を規律するトラストフレームワークを策定する。これらのフレームワークはまた、正式な文書を欠いていても社会的な正当性を有する、宗教的な死の儀礼や共同体による宣言といった文化的な検証方法も考慮すべきである
- 適合性、相互運用性、セキュリティ検証のための業界横断的な試験運用を実施し、実世界での利用可能性を確保する
- OpenID Foundation、World Wide Web Consortium、Internet Engineering Task Force、Kantara Initiativeといった標準化団体の中で委任の意味論の策定を継続し、アイデンティティエコシステム全体での一貫性を確保する。標準が多様な法的・文化的慣行を反映するように、協調には非西洋圏の関係者も含めるべきである

8.3. 実装への道筋とセクター横断の協働

強力な法律や技術標準があっても、実装のための実務的な道筋がなければ普及は失敗する。政府は、遺産関連のトリガーを戸籍登録制度に組み込み、死亡または意思能力喪失をサービス提供者に通知する API を構築できる。プラットフォームは、アカウント委任のための標準インターフェースを統合することで、法的リスクとサポート負担を軽減できる。市民社会は、教育、テンプレート、啓発活動を通じて計画を当たり前のものにできる。そして業界横断的な試験運用は、大規模な展開の前に利用可能性と相互運用性を検証できる。セクターを横断した協働により、デジタル遺産管理は、個人、家族、受託者、プラットフォームのいずれにとっても機能するようになる。

信頼できる普及戦略がなければ、強力な法律や技術標準もほとんど意味をなさない。実装には、利用可能性と回復力を検証する試験プログラムとともに、政府、産業界、市民社会をまたぐ協調

が必要である。このプロセスは、さまざまな文化がすでに遺産、追悼、死後の権利をどのように扱っているかを反映して初めて成功する。

実務的な道筋には、次のものが含まれる。

- 政府の役割：
 - 遺産関連のトリガーを戸籍登録制度に組み込み、死亡または意思能力喪失を証明する安全なAPIを提供する
 - 戸籍登録が脆弱または争いがある場合に、複数の情報源による検証を支援する。そのような状況では、政府は、宗教的権威者、地域社会の指導者、その他文化的に認知された認証者を含むハイブリッドモデルに頼る必要が生じ得る
- プラットフォームの責任：
 - アカウント委任と遺産クレデンシャルのための標準インターフェースを実装する
 - 家族を不均一な方針に縛り付ける、特定事業者専用のレガシーツールを段階的に廃止する
 - 遅延削除、追悼化、あるいは資産移転について、利用者に明確な選択肢を提供する。これらの選択肢は、文化的な期待に適応できるものであるべきである。例えば、祖先崇拝のための永続的な保存や、無常を重んじる伝統のための期限付き削除などである
- 市民社会・法律関連ネットワーク：
 - 一般向けの啓発キャンペーンやデジタル遺産ワークショップを実施す
 - 文化的・法的多様性に適応した遺産テンプレートやモデル条項を提供する
 - 未成年者、周縁化された共同体、そして強要的な環境に置かれた人々の権利を擁護する
- 業界横断的な試験運用：
 - 多様な集団やエッジケースを対象に、委任プロトコルの利用可能性を検証する
 - 実際の展開において、プライバシー保護策と悪用耐性機能を検証す
 - 試験運用の結果を標準や規制の改善にフィードバックする。試験運用は世界規模で実施されるべきであり、解決策が北米や欧州の状況にのみ最適化されないようにする

9. 結論

デジタル時代における死は、割り切れる問題ではない。我々がアイデンティティとコミュニケーションのために築いてきたシステムは、我々よりも長く存続し、そうすることによって、自律性・遺産・追悼をめぐる長年の前提に疑問を投げかける。デジタル遺産は、単なるアカウントとパスワードの総和ではなく、文化、法、テクノロジー、そして家族の期待が交差する、係争の場である。管理されないまま放置されれば、その場は搾取、消去、あるいは終わりのない対立の温

床となり得る。うまく管理されれば、それは連続性、尊厳、そして新たな形の記憶をもたらし得る。

本稿は、委任がこの問題の核心にあることを示してきた。高齢者虐待、家庭内での強要、制度的な行き過ぎ、あるいはデフォルトの相続ルールのいずれを通じてであれ、不適切に設計された委任の仕組みは、生前は個人から制御を奪い、死後はその意思を歪めてしまい得る。しかし委任はまた不可欠でもある。行動する権限を与えられた誰かがいなければ、いかなる遺産も管理されない。課題は、委任が存在すべきか否かではなく、それがどのように制限され、監督され、説明責任を負わされるべきかである。

文化的・法的な伝統は、警鐘と指針の両方を与えてくれる。集団主義的な社会では、家族や共同体の期待が権限の行使のされ方を形づくる一方、個人主義的な制度では、個人の自律性を重視する姿勢が、悲嘆に暮れる家族のニーズと衝突し得る。検認法、相続の慣習、宗教的儀礼は、いずれも、社会が生者の権利と死者への敬意との間でどのように均衡を図ってきたかについての洞察を与えてくれる。デジタル遺産計画がこうした伝統を無視すれば、疎遠で正当性を欠くと感じられる技術的解決策を押し付けてしまう危険がある。最も長く続く政策やプロトコルとは、文化的な多様性を消し去るのではなく、それに適応するものであろう。

政策と標準の策定は、今や並行した軌道の上で進められなければならない。立法者はデジタル資産の位置づけを明確にし、遺産保護をオンラインの領域にまで拡張する必要がある一方、標準化団体は、委任・同意・失効・監査可能性のための相互運用可能なプロトコルを作らなければならない。どちらの陣営も単独では成功し得ない。執行可能な技術的仕組みを伴わない政策は、象徴的なものにとどまり、法的な効力を伴わないプロトコルは任意のものにとどまってしまう。そして実装には、保護策が理論上のものにとどまらないようにするため、プラットフォーム、政府、市民社会の参加が求められる。

進むべき道は、完璧な解決策を探し求めることではなく、害を減らし意思を尊重する原則と実践を確立することにある。役割と責任に関する共通言語、監査可能な委任プロトコル、受託者クレデンシャルのためのトラストフレームワーク、そして業界横断的な試験運用は、いずれも解決策の一部を成す。しかし技術的なチェックリストの先には、より深い要請がある。それは、デジタルアイデンティティが人間のアイデンティティと分かち難く結びついていること、そして我々がデジタル遺産をどう扱うかが、生きている世界で我々が何を大切にしているかを映し出しているということを確認することである。

我々は、この取り組みの終わりにではなく、始まりにいる。もし関係者がデジタル遺産計画を単なるコンプライアンス上の作業としてのみ扱うならば、その結果は、不均一な保護、文化的な不協和、そして悪用を固定化するシステムとなるだろう。しかし、もしアイデンティティ・コミュニティがこれを機会として――尊厳のために設計し、自律性と相互依存の均衡を図り、倫理的な配

慮をデジタル領域にまで広げる機会として――捉えるならば、我々は将来の世代が信頼できる基盤を築くことができる。

つまるところ、我々の前にある課題は、単に技術的なものではない。それは文化的であり、法的であり、倫理的なものである。我々が遺していくデジタルアイデンティティは、我々がいなくなった後も長く、我々に代わって語り続けるだろう。それが誠実に、そして敬意をもって語るかどうかは、今我々が下す選択にかかっている。

10. 付録

10.1. 参考文献

American Bar Association. "OpenAI's use of Scarlett Johansson-like voice in ChatGPT exposed gaps in the law," November 21, 2024. Accessed December 17, 2025.

https://www.americanbar.org/advocacy/governmental_legislative_work/publications/washingtonletter/november-24-wl/openai-scarlett-johansson-1124wl/

American College of Trust and Estate Counsel. "The Importance of Cultural Competence in Estate Planning." October 4, 2023. <https://www.actec.org/resource-center/video/theimportance-of-cultural-competence-in-estate-planning/>

Aries, Philippe. *Western Attitudes Toward Death from the Middle Ages to the Present*. Baltimore: Johns Hopkins Press, 1974.

Banta, Natalie M. "Minors and Digital Asset Succession." *Iowa Law Review* 104 (2019): 1699. [Minors and Digital Asset Succession | Iowa Law Review - The University of Iowa](#)

Beyer, Gerry W., and Kerri Nipp. "Estate Planning for Cyber Property, Electronic Communications, Cryptocurrency, Non-Fungible Tokens, and the Metaverse." *Estate Planning & Community Property Law Journal* 16, no. 1 (2023). <https://epj.us/volume-16>

Bloch, Maurice, and Jonathan Parry, eds. *Death and the Regeneration of Life*. Cambridge: Cambridge University Press, 1982.

Buragohain, D., Y. Meng, C. Deng, et al. "Digitalizing Cultural Heritage through Metaverse Applications: Challenges, Opportunities, and Strategies." *Heritage Science* 12 (2024): 295. <https://doi.org/10.1186/s40494-024-01403-1>

Cherry, Kendra, MEd. "Understanding Collectivist Cultures." *Verywell Mind*, August 5, 2024. <https://www.verywellmind.com/what-are-collectivistic-cultures-2794962>.

Clarke, Ian. "Ancestor Worship and Identity: Ritual, Interpretation, and Social Normalization in the Malaysian Chinese Community." *Sojourn: Journal of Social Issues in Southeast Asia* 15, no. 2 (2000): 273–95. <http://www.jstor.org/stable/41057042>

"Cloud Contracts - Cloud Legal Project." n.d. Accessed August 21, 2025. <https://www.qmul.ac.uk/cloudlegal/research/cloud-legal-project-papers/cloud-contracts/>

Cohen, Greyson. "Digital Purgatory and the Rights of the Dead: Protecting Against Digital Disinterment in the Age of Artificial Intelligence." *Cardozo Law Review De Novo* 121 (2023). <https://ssrn.com/abstract%3D4620092>

Cohen, Samuel. "Congress Reintroduces the NO FAKES Act with Broader Industry Support." *National Law Review* XV, no. 232 (2025). <https://natlawreview.com/article/congress-reintroduces-no-fakes-act-broader-industry-support>

Davis, Richard H. "Cremation and Liberation: The Revision of a Hindu Ritual." *History of Religions* 28, no. 1 (1988): 37–53. <http://www.jstor.org/stable/1062167>

Desert Law Group. "Incorporating Cultural Beliefs into Your Estate Planning." October 17, 2024. <https://desertlawgroup.com/blog/cultural-beliefs/incorporating-cultural-beliefs-into-your-estate-planning/>

Dominus, Susan. "A.I. Avatars and the Brave New Frontier of Life After Death." *New York Times*, June 17, 2025. <https://www.nytimes.com/interactive/2025/06/13/magazine/ai-avatar-life-death.html>

Fagone, Jason. "The Jessica Simulation: Love and Loss in the Age of A.I." *San Francisco Chronicle*, July 23, 2021. <https://www.sfchronicle.com/projects/2021/jessica-simulation-artificial-intelligence/>

Feifel, Herman. *The Meaning of Death*. McGraw-Hill Companies, 1959.

Graeber, David. "Dancing with Corpses Reconsidered: An Interpretation of 'Famadihana' (In Arivonimamo, Madagascar)." *American Ethnologist* 22, no. 2 (1995): 258–78. <http://www.jstor.org/stable/646702>.

———. "Painful Memories." *Journal of Religion in Africa* 27, no. 4 (1997): 374–400. <https://doi.org/10.2307/1581909>.

HereAfter AI. Accessed August 20, 2025. <https://www.hereafter.ai/>.⁵¹

Hood, Ralph W., and Ronald J. Morris. "Toward a Theory of Death Transcendence." *Journal for the Scientific Study of Religion* 22, no. 4 (1983): 353–65. <https://doi.org/10.2307/1385773>.

Jain, Dipika. "Regulation of Digital Healthcare in India: Ethical and Legal Challenges."

Healthcare 11, no. 6 (March 21, 2023): 911. <https://doi.org/10.3390/healthcare11060911>.

Jones, M., Nadalin, A., Campbell, B., Ed., Bradley, J., and C. Mortimore, "OAuth 2.0 Token Exchange", RFC 8693, DOI 10.17487/RFC8693, January 2020, <<https://www.rfc-editor.org/info/rfc8693>>.

Kantara Initiative. "User-Managed Access: Taking Control of Your Data Sharing | Kantara Initiative," May 9, 2025. <https://kantarainitiative.org/work-groups/uma/>.

Kim, Juliana. "Family Shows AI Video of Slain Victim as an Impact Statement — Possibly a Legal First." *NPR*, May 12, 2025. <https://www.npr.org/2025/05/07/g-s1-64640/ai-impact-statement-murder-victim>.

Klee, Miles. "How Celebrities Are Fighting AI Deepfakes of Themselves." *Rolling Stone*, January 27, 2025. <https://www.rollingstone.com/culture/culture-features/ai-deepfakes-celebrities-1235246116/>.

⁵¹ 訳者注：本サイトはクローズしている<https://www.afterlife.ai/hereafter-ai-shutting-down> (参照 2026-08-10).

Lifton, Robert Jay. *The Broken Connection: On Death and the Continuity of Life*. New York: Simon and Schuster, 1979.

Luka, Inc. *Replika*. Accessed August 20, 2025. <https://replika.com/>.

Magege, Rachel, and Bonaventure Saturday. "Mine Is Yours - Pollicy." *Pollicy*, April 30, 2025. <https://pollicy.org/resource/mine-is-yours/>

Mandelbaum, David G. "Social Uses of Funeral Rites." 1965.

McSherry, Katharine Trendacosta, and Corynne McSherry. "The NO FAKES Act Has Changed — and It's So Much Worse." *Electronic Frontier Foundation*, June 26, 2025. <https://www.eff.org/deeplinks/2025/06/no-fakes-act-has-changed-and-its-so-much-worse>.

MOSIP. "MOSIP." Accessed December 17, 2025. <https://www.mosip.io/>.

OpenID Foundation. "eKYC & IDA Working Group - OpenID Foundation." OpenID Foundation - Helping People Assert Their Identity Wherever They Choose, January 23, 2025. <https://openid.net/wg/ekyc-ida/>.

Opler, Marvin E. "An Interpretation of Ambivalence of Two American Indian Tribes." *Journal of Social Psychology* 7 (1936): 82–116.

Palgi, Phyllis, and Henry Abramovitch. "Death: A Cross-Cultural Perspective." *Annual Review of Anthropology* 13, no. 1 (October 1, 1984): 385–417. <https://doi.org/10.1146/annurev.an.13.100184.002125>.

Parsons, Elsie Clews. *Pueblo Indian Religion*. 2 vols. Chicago: University of Chicago Press, 1939.

Perez, Sarah. "YouTube Now Lets You Request Removal of AI-generated Content That Simulates Your Face or Voice." *TechCrunch*, July 1, 2024.

<https://techcrunch.com/2024/07/01/youtube-now-lets-you-request-removal-of-ai-generated-content-that-simulates-your-face-or-voice/>.

———. "YouTube Expands Its 'Likeness' Detection Technology, Which Detects AI Fakes, to a Handful of Top Creators." *TechCrunch*, April 9, 2025. <https://techcrunch.com/2025/04/09/youtube-expands-its-likeness-detection-technology-which-detects-ai-fakes-to-a-handful-of-top-creators/>.

Peters, Jay. "Meta Moves on from Its Celebrity Lookalike AI Chatbots." *The Verge*, July 30, 2024. <https://www.theverge.com/2024/7/30/24209918/meta-celebrity-lookalike-ai-chatbots-moves-on>.

Rahman-Jones, Imran. "Pornographic Taylor Swift Deepfakes Generated by Musk's Grok AI."

BBC, August 8, 2025. <https://www.bbc.com/news/articles/cwye62e1ndjo>.

Rao, Ramesh N. "Talking to the Dying: Hindu Views, Hindu Ways." *International Journal of Sociology of the Family* 36, no. 1 (2010): 65–76. <http://www.jstor.org/stable/23070779>.

Sharwood, Simon. "Put Your Usernames and Passwords in Your Will, Advises Japan's Government." *The Register*, November 21, 2024. https://www.theregister.com/2024/11/21/japan_digital_end_of_life/.

Singleton, Amanda. "Prepare a Digital Estate Plan for Future Caregivers." AARP, June 2, 2025. <https://www.aarp.org/caregiving/financial-legal/digital-assets-planning/>.

Singleton, Tom. "Tom Hanks Warns Dental Plan Ad Image Is AI Fake." *BBC*, October 2, 2023. <https://www.bbc.com/news/technology-66983194>.

Society of Trust and Estate Practitioners. "Protect Your Digital Memories Campaign Toolkit." Accessed August 20, 2025. <https://www.step.org/digital-assets/protect-your-digital-memories-campaign-toolkit>.

Solender, Andrew. "Dead congressman promotes candidate for his seat on social media." *Axios*, June 24, 2025. Accessed December 17, 2025. <https://www.axios.com/2025/06/24/gerry-connolly-james-walkinshaw-dead-social-media>.

Sovrin Foundation. "Guardianship." May 28, 2023. <https://sovrin.org/guardianship/>.

Stamp, Niall. 2024. "GDPR and Personal Data After Death - GDPR EU." GDPR EU. October 25, 2024. <https://www.gdpreu.org/gdpr-faqs/gdpr-and-personal-data-after-death/>.

StoryFile. "Authentic Interactions." Accessed August 20, 2025. <https://www.storyfile.com/>.

TechTello. "Learn and Be Better Everyday — TechTello." September 3, 2024. <https://www.techtello.com/>.

Transnational Management Associates Limited (TMA World). "Country Navigator | The No. 1 Cultural Intelligence Training Platform." May 20, 2024. <https://www.countrynavigator.com/>.

McSherry, Katharine Trendacosta and Corynne. "The NO FAKES Act Has Changed – and It's so Much Worse." Electronic Frontier Foundation, June 26, 2025. <https://www.eff.org/deeplinks/2025/06/no-fakes-act-has-changed-and-its-so-much-worse>.

Tsuji, Yohko. "Rites of Passage to Death and Afterlife in Japan." *Generations: Journal of the American Society on Aging* 35, no. 3 (2011): 28–33. <https://www.jstor.org/stable/26555791>.

Uniform Law Commission. "Fiduciary Access to Digital Assets Act, Revised," 2015. Accessed December 17, 2025. <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=f7237fc4-74c2-4728-81c6-b39a91ecdf22>.

Harwell, Drew. "Jim Acosta sparks fury with 'interview' of dead Parkland teen's AI avatar." *The Washington Post*, August 5, 2025. <https://www.washingtonpost.com/technology/2025/08/05/jim-acosta-joaquin-oliver-parkland-ai/>.

Wulf, Andrea. *Magnificent Rebels: The First Romantics and the Invention of the Self*. New York: Alfred A. Knopf, 2022.